

第二項 本項ハ起案者ニ質問中ニ付キ留保ス

第三項 「辨濟ヲ受ケシ債權者ノ抵當ニ供シタル」ノ十七字ヲ刪リ「他」ヲ「右」ト改メ「其抵當ヲ記入セサリシトキハ」ヲ「抵當ノ記入アラサリシトキハ」ト改ム

（栗塚）之ハ反譯カ間違テ居ルヨウテス尤モ二項ハ起案者ニ質問中テス語力足りンヨウテアリマスカラ起案者ニ關テ入レヨウト思テ居リマス

（元尾崎）二項ハ分ランネ

（栗塚）言葉ノ立方ハ分リマセン原文ニハ「右ノ代位者カ記入邊ニ其代位シタルコトヲ付記シテナカツタトキハシテアツタ其代位者カ手續中指名シテ加ヘルタロウシソウシテ其代位ノ承諾カナケレハ抹殺減少ハ出來ントアルノテ其意味ハ此文テハ盡ンシ又書替テモ盡ンカラ質問中テス

（南部）代位シタ不動産ト見レハ宜シイ

（大尾崎）元トカラ記入ハシテ無カツタノテス

（元尾崎）後カラ記入スルノテスカ

（栗塚）左様テス

（元尾崎）スレハ仕方ハナイ

（松岡）末理ハ要ラン話テス何セナレハ初ノノ人カ記入ノ無カツタ不動産ナラハ新規ニ段々記入カ起ル丈ケノ話テス

（南部）起サナケレハナランカラ起ソウト云フノテス

（栗塚）ソウシテ又繰邊付記モシテ置ケト併シ彼レニ對シテ動ノニ書テ居ル人ニ對シテハ効カナイソヨト云フノテス

（松岡）タカラ何ニモナラン即チ丁度ニ對シテハ何ニモナラン

（元尾崎）若シ抵當力無ケレハタ

（松岡）無カツタラセンテモ宜シイ皆記入シテ居ラン場合ニ記入

シタ者ニ効アルハ云フ迄ハナイ

(南部) 代位テヤツタナラハタ抵當記入ハ總受ケタ代位者カ結リ
出來ルノテス

(松岡) 辨濟ヲ受ケシ債權者カ

(南部) 受ケシ債權者ニ抵當ニナツテ居ル辨濟ヲ受ケタ他ノ不動
產即チ一箇ノ不動產デアリマス

(松岡) 抵當ヲ供シテアル他ノト云フニ辨濟ヲ受ケタ場合抵當ニ
ナツテ居ルト云フノカ

(南部) 抵當ニハナツテ居ルカ記入シテ無イト云フノデアリマス

(松岡) 右ノト云フカ

(南部) 前ノ「右ノ」ト同シテス

(元尾崎) 分テ居ル前ノ債權者カシテ置ントキハテス

(南部) ソレヲシテ代位スルト云フノタ

(元尾崎) 前ノ者カ爲ヨウト思ヘハ出來ルカ爲ナカツタカラ代位
者ニナツテスルノテス之ハ出來ル場合ヲ云フノテス

(栗塚) 記入シテ無カツタラ代位シタ人カソレテソウシテ縁邊附
記モスルノテス

(元尾崎) 己ニ抵當ニスルト云フ合意ハ成立テ居テ登記シテ無イ
場合ヲ云フノタ

(松岡) ソンナコトカ何所ニ見ヘルカ

(南部) 記入アラサリシトアル

(松岡) 辨濟ヲ受ケシ債權者抵當ニ供シタル他ノテスセ

(南部) 記入ノ無イ抵當テス

(栗塚) 私ト松岡サンノ間ニハ抵當タカ記入シテ無イト他所ノ人
ニ對シテハ無イノテス

本條ハ報告委員ノ修正ニ決シ第二項ハ起案者ニ質問中ニ付留保

ス

于時午后二時廿分閉會ス

日本學術振興會

第百十六ノ頁

第百十六ノ二〇〇

民法草案擔保編草案筆記第八十四回 自第一千二百七十五條至第一千二百七十八條

日本學術振興會

民法草案接續保編總事錄記第八十四回 自第千二百五十八條 至第千二百七十五條

明治廿一年九月廿五日午前八時二十分開會ス

(大尾崎) ヤリマシヨウ

第千二百五十八條朗讀ス

第千二百五十八條 總テ債權ヲ處分スルノ能力アリ又ハ合式ニ代理セラレ若クハ此力爲ノニ許可セラレタル抵當債權者ハ抵當チ有スルト無特權ナルトチ問ハス同一債務者ノ他ノ債權者ノ利益ニ於テ自己ノ抵當又ハ單ニ其順位チ拋棄スルコトヲ得但第五百二十二條及ヒ第五百二十五條ニ更改ニ關シテ記載シタルモノチ妨ケス

若シ抵當債權力順次ニ讓渡、拋棄又ハ代位ノ目的タリシトキハ優先權ハ既ニ爲シタル配入ノ繰邊ニ自己ノ權利ノ設定證書ヲ附記シ又配入力未タ爲サレサリシトキハ時ニ之ヲ爲

シテ其得取ヲ第一ニ公示シタル承權人ニ屬ス(千八百五十五年三月二十三日ノ佛法律第九條)

修正案 第一項 左ノ如ク改ム

凡ソ債權ヲ處分スルノ能力アル抵當債權者ハ同一債務者ノ他ノ債權者ノ利益ニ於テ自己ノ抵當又ハ其順位ノミチ拋棄スルコトヲ得但第五百二十二條及ヒ第五百二十五條ニ於テ更改ニ關シ規定シタルモノヲ妨ケス

第二項 「順次」ヲ「漸次」ト改メ「既ニ爲シタル」ノ六字ヲ刪リ「記入ノ」ノ上ニ「承權人中」ノ四字ヲ置キ「又記入カ未タ爲サレサリシトキハ」ヲ「又ハ記入ノアラサリシトキハ」ト改メ「特ニ」ノ二字ヲ刪リ「其得取」ヲ「其取得」ト改メ「承權人ニ屬ス」ヲ「者ニ屬ス」ト改ム

(松岡) 「合式ニ代理セラレ」ハ委任ノ代理デスカ

(栗塚) 左様デス

(松岡) 許サレタハ法律上カ

(栗塚) 矢張、許サレタ、ハ本人カラ頼マレタト云フノデス

(村田) 之ハ關ハナクトモ分タコトダ

(松岡) 之カ爲ノ許サレハ分ラン

(栗塚) 即チノ意味ヲ御坐イマス

(松岡) 代理スルト云フモノデシヨウ

(栗塚) 左様

(村田) 漸次ニト云フハ二度ノコトテシヨウネ

(栗塚) ソウテスソレダカラ、兎モ角モ縁邊ヘ記入シタ人ヘ往クト云フノデス

(村田) 漸次ト云フハ一週ヤツタカ復タト云フ様ニ見ヘルカ知レン

(松岡) 「數次」テモ良シイ

(村田) 數次ニ讓渡ナラ良シイ惡意ヲ得タ奴、後日得タ奴モアロウカラ前ニアツタノヲ知ラスニヤツタノモアルカラ

(栗塚) 此所ハ私カ松岡君ニ賣ル松岡君カ南部君ニ賣ル南部君カ村田君ニ賣ルト云フノモアリマス

(村田) ソレモアルカ一人テヤルノモアル、相續人ハ知ウンノカ(南部) 相續人ノ知ランノモアリマス

(松岡) 孰レ一人ノ人カラ一物ヲ二人ヲ得タ場合ノトキ動産テハ先ニ取タ者カ勝ト云フ同シ意味ニナリハセンカ

(横村) 漸、ト云フノハ違フネ

(村田) 數次ト云フカ良シイ

(大尾崎) 次第ニ得ルト云フノタロウ、幾度ニモダ

(松岡) 幾度ニモト云フカ良シイ

(横村) 私ガ貴君ニ物ヲ賣ル、書物チ一冊ツ、賣ルト云フノダネ

(大尾崎) 先ツソウテス

(横村) 「漸次」ダスネ

(村田) 切賣リデハナイ

(松岡) 拋棄シタリ廢棄シタリスルト云フノダ私ガ一方ヘ以テ譲リ又或ハ代理ノ爲メ讓シタコトモアル、スルト譲ラレタ人ヤ代位ヲ得タ人ハ何方デモ先ニ書入レタラ其人カ得ルノタ、元來讓渡スト場所ニ依ルト一語ニ含ムトキ

(栗塚) 即チ含ムノダハナイ交換贈與モ皆通入テ居ル

(大尾崎) 順次ヲ拋棄シタトキハ何ウナルカ只ノ抵當無シノ人ニナルカ

(栗塚) ソウテ御座イマス

(大尾崎) 拋棄スルト無特權者ニナルノダロウ

(松岡) 無特權者ト云フハ抵當ヲ拋棄スルノテアルニ順位ヲ拋棄スル丈ケダ

(大尾崎) 順位ヲ拋棄スルト云フハ無特權者ニナルヨウニ聞ヘル

(松岡) 無特權者ニハナラン

(西) 先ニ御取リナサイト云フ人ハ無イ

(南部) 併シアルダロウト思フニ番抵當デハ充分取レントキハ其人ノ頼ミニ依テ此者ニ金ヲ取ラスレハ其人ニ關係力有テ取レル望ミカアレハ随分無イコトハナイ

(松岡) 二番テ、トウシテモ取レルトサヘ見レハダスネ、待テ居ルコトノ出來ル人ナラハ随分アリマシヨウ

(松岡) ケレトモ之ハ質ハナイノタネ、先ツソレハ夫テ良シイガ第五百二十二條更改ニ關シ云々訪ケスハ如何ナル意味ニナルノテスカ

(栗塚) 人カ悉皆代テ仕舞ヘハ別ゾヨト云フノテ、詰リ義務者ガ代リ權利者カ代ルコトモアルゾヨ、ソレハ別ダト云フノデアリマ

ス
(松岡) スルト二項目ノ漸次ノ處ダスネ

(村田) 本誌チ云フト、重ネテ譲渡又ハ拋棄ノ上ニ、ト云フノダ

(南部) 再ヒ、ダネ

(松岡) 一人々々與ヘ或ハ停止シテ行クナラバソコデ争ヒガアル筈、ソレカ無イカラ一人シカ譲ラレテ居ラン

(栗塚) 二人モアルノダス

(松岡) 受ケテ居ル人ハ何時モ一人シカ無イ

(南部) 先越シタ者カ取ル、

(松岡) 順次テ後カラ々々行クナラ心配ハ要ラナイ

(栗塚) 若シ抵當カ數次ニ譲渡、拋棄ノ目的タリシトキハトスル

カ

(村田) 其方カ良シイ

(清岡) 數次ニト云フ等テモ同シテ何邊ニモト云フノタカラ漸次モ漸々タカラ同シテス

(南郎) 成程同シヨウデスネ

(清岡) 一ノ債權ヲ數次ニト云フト刻ンテ持テ來イト云フニ聞ヘル

(松岡) 動産デ一ノ物ヲ二人三人ニ賣タトキハ先ニ取タ者ガ有、ト何所ニカアツタヨウデス

(栗塚) ソウテ御坐イマス

(松岡) アレハ如何ニ書イテアツタカ

(栗塚) 同時、テハナカツタカ知ラン

(村田) 先取特權ノ處ダ

(栗塚) 一物ヲ數回ニカ

(大尾崎) 數回ハ良イネ漸次ト云フト一ノ物ヲ再々ニト云フ譯ケダナ、チビリ々々ト切出シテ行クヨウダ

(南郎) 註ニハ數次ト譯シテアルネ

(清岡) 數次ト云テモ矢張り、チビ々々ト聞ヘル

(樞村) 一体、ドウ云フモノカ

(大尾崎) 一ノ物ヲ二度賣ルコトダ、銀カ賣タモノチ子カ復々知ラスニ賣タト云フ案ヨリ子ハ善意デ賣タ、兎モ角モ其場合ニハ先ニ記入シタ者ニ歸スルト云フノテス

(樞村) ソレナレハ今少シ精ハシク書カナケレハナラン

(松岡) 意味チ言フト一人抵當債權ヲ數人ニ譲渡、拋棄又ハ代位ノ目的トシタル優先權ハ、ト云フノテス

(樞村) 其フ書イテハ如何

(南部) 数人ト云フト此方カ誰ニト云ハナケレハナランカラネ

(大尾崎) 一ノ物ヲ二度賣タト云フノハ入用ナ所ダ

(北島) 典賣シテアルト云フノタネ

(横村) 典賣カ

(村田) 典賣ハ往カン

(西) 典賣テハ往カン

(松岡) 本カーツテナケレハナランカラ典賣テハ往カン

(大尾崎) 「数次」カ良カロウ

(松岡) 「数次」トヤツテ置キマスカ

(横村) 私カ貴君ニ物ヲ譲ルニ一ツ物ヲ、チビ々々賣タノデシヨ
ウ

(大尾崎) ソウテハナイ

(横村) 「数次」ト云フト其フ見ヘル

(栗塚) 「若シ一箇ノ抵當債權カ数人ニ對シ譲渡拋棄又ハ代位ノ

目的タリシ」トヤルカ

(村田) 数人ニ一ノ物ヲ初ノカタ一ツヤルノダカラ

(栗塚) 一時デモ二三日置イテヤツテモ宜シイノデス

(横村) 数人ニ對シ、ト云フト聯合シテ居ルヨウニ見ヘル

(村田) 漸次ニ数人ニ對シ、チテ良シイ

(横村) 漸次ニ数人ニ對シ、ハ良シイ

(大尾崎) 債權ヲ数次ニ数人ニ對シ譲渡拋棄又ハ云々カ良シイ

(松岡) スルト債權ヲ数人ダ

(栗塚) 「債權ヲ数次ニ数人ニ對シ譲渡拋棄又ハ云々」テ良シイ

(松岡) 其フ、ソレテ分ル

(清岡) 「目的ト爲シタルトキハ」テ良シイダロウ

(大尾崎) 其レナレハ良シイ

(栗塚) 「爲セシトキハ」テアリマス

(清岡) 上ニ譲渡抛棄ト云フコトガアリマス

(南部) 譲渡ノ目的、抛棄ノ目的、代位ノ目的、デアリマス

(清岡) 目的カ皆之ヘ係ルノカ

(村田) 左様

(清岡) 目的ニト云フノハ分ランネ、譲渡タルトキデハナイカ

(栗塚) ソウ云フコトデス

(清岡) 譲渡ノ目的トスルノテハナイ即チ譲渡タトキ優先權ノダ

(松岡) 優先權ヲ譲渡タ目的物ニアルノダ尙ホ渡タカ抵當債權ヲ

譲渡ノ目的トシ又ハ抛棄ヲ目的トシタモノダ

(栗塚) 左様

(北島) 宜シウ御坐イマシヨウ

(大尾崎) 宜カロウ

本條ハ第二項「若シ抵當債權ヲ數次數人ニ對シ譲渡抛棄又ハ代位ノ目的ト爲セシトキハ優先權ハ」トシ其他ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千二百五十九條朗讀ス

第千二百五十九條 右ノ外第千二百九十一條ノ條例ハ前二條ノ場合ニ之ヲ適用ス

修正案 「條例」ヲ「規定」ト改ム

(南部) 「第千二百九十一條」トアルハ「第千九百九十一條」ノ誤リデアリマス

本條ハ報告委員ノ修正ニ決シ「第千二百九十一條」トアルハ「第千九百九十一條」ト正誤ス

第千二百六十條朗讀ス

第千二百六十條 抵當債權者又ハ無特權債權者カ配入セサル

抵當ヲ知リテ之ヲ自認シタリト雖トモ其債權者ヲシテ記入ノ欠缺ヲ利囁スルノ權利ヲ失ハシメス

修正案 「無特權債權者カ」ヲ「無特權債權者ハ」ト改メ「記入セサル」ヲ「記入ナキ」ト改メ「其債權者ヲシテ」ノ七字ヲ刪リ「利囁スルノ權利ヲ失ハシメス」ヲ「申立ルノ權利ヲ失ハス」ト改ム

〔松岡〕 修正ハ「無特權カ」ヲ「ハ」ニナツテ「記入セサルカ」「記入ナキ」ト「其債權ヲシテ」ト云フ七字ヲ刪ル「利囁スルノ權利ヲ失ハシメス」ヲ「申立ルノ權利ヲ失ハス」トアルカ「自認」ト云フハオカシイ「自認」ト云フハ我方チ云フノデス

〔村田〕 之ハ「自認」デ良シイノデス自分テ自白シタノテ記入ノ無イモノチ、抵當チ設定シタト云フコトチ自認シタノデ當リ前ナラ登記カ無イカラ知テ届タラ自認スモ社カンノタガ抵當ノ方ハ自

認シタ處カ稱ハヌ矢張先ノ人ノ記入ノ無イコトチ申立ルコトカ出來ル、ノデス

〔松岡〕 知タト云フコトチ自認シタノカ

〔村田〕 左様抵當カ記入ノ無イコトチ知テ届タノデ當ニ記入ノ無イコトチ知テ抵當ニ取タ、スルト當リ前當ニ進入タコトチ知テ届タラ出來ヌケレトモ登記ナラ出來ヌガ抵當ナラ出來ルノデス

〔南郎〕 抵當債權者又ハ無特權債權者カ記入ノ無イ抵當チ知テ、成程貴君ノ方ニ記入カ無イ抵當チ取テ届タネ、記入ノ無イコトチ知テソレカラ私カ自認シテ貴君ノ抵當記入シテ無イト知テ届ルカラ無特權債權者ハ貴君カ抵當ニ取テ届ルケレトモ記入シテ無イ先取特權ハ無イソレチ知テ私カ認メテモ記入ノ缺ケテ届ルト云フコトチ申立ルコトノ權ハ失ハヌノデス

〔元尾崎〕 前ニ記入ノ無イカ抵當チ取テ届ルコトハ認メテ届ルト

云フテモガ後申立ル權アルト云フノタロウ

(工藤) 抵當ノ有ルチ知タ以上ハ自分カ記入ハ出來ルカ否ト云フ
問題デハ併シナカラ登記所カラ云フト抵當チ知テ居レハ利囀スル
ト見ヘルカ法律上記入カ無ケレハ効カ無イカラ記入シテ無イト知
テ居テ居リナカラ抵當ニ通入テ居ルト自認シテ居ルト自分ハ確カ
ニ知テ居テモ後ニ利囀スルニハ差支ナイ、ト云フノデ松岡サン抵
當ニ取テ居ルハ確カニ認ノテ居ル其人ニ向テ云テモ認ノテモ權利
チ失フコトハ無イト云フノデス

(大尾崎) 妙ナコトヲ云フネ

(元尾崎) 無クトモ良シイノデ記入ノ無イモノハ第三者ニ對シテ
効ハナイハ定マツテ居ル

(村田) ソウテナイ

(松岡) 自認ト云フハイランネ

(工藤) 自認シタト云フコトハ必要テアリマス

(松岡) 人ニシタコトヲ自認ト云フコトハナイ

(工藤) 私カ即チ認ノルノデス

(清岡) 自認ト云フコトハ悪イゼ

(南郎) 而シテ己レカニ番目ニ居ルモノト認ノテモ往カント云フ
ノデス

(元尾崎) 貴君カ抵當ニ取テ居ルコトハ知テ後々カラ金チ貸シテ
モ登記カ無イ以上ハ往クノデシヨウ

(工藤) 只、人ノ權利チ認ノテハ往カンドロウト云フ併シナカラ
假令認ノテ居リナカラモ、ト云フノタカラ必要デアリマス

(大尾崎) 轉クナイコトヲ教ヘルネ

(南郎) 第三百七十條ヲ御参照ニナルト分リマス、私カ元尾崎サ
ンニ賣テ復松岡サンニ賣タ松岡サンカ、私カラ賣タト知タ以上ハ

登記シテモ往カン悪意ニナルカラ、ソコカ違フ

(大尾崎) 譲渡ナラ往カンカ抵當ナラ構ハヌトナルネ

(南部) 左様デス

(大尾崎) 之ハ轉クナイ法律ダ、

(元尾崎) 先ツ々々コンナモノデシヨウ

(松岡) 自認ト云フノハ註杯モソレニ依テ届ルヨウタカ自認ト云

フノハ「承認」ト云フヨウニシタイ人ノ爲タコトチ認メテ届ルト

云フヨウニシタイ

(南部) 金ヲ借リマシタト云フコトチ認メテ届ルコトトハ違フゼ

(元尾崎) 抵當チ認知シタトキト雖モトシテハ如何

(松岡) 其方カラ云フト向ウカ分ルカラ自認スルト云フノハ我カ

爲タコトチダカラ、此所テソソナコトハ用ガナイ

(工藤) 抵當チ知テ之チ認メタト云フノタカラ認知トナロウテハ

ナイカ

(松岡) モノカ起テ來テ我カコトチ認メルコトチ云フノタカラ自

認ダガ之ハソウデハナイ

(南部) 「自認」ト「承認」トノ區別ハ原書チ調テハ如何

(松岡) 若シ自認カ自白ト云フ字ナラ、誠ニ餘計ナ文字デス

(元尾崎) 抵當チ認知シタリト雖モカ良イデハナイカ

(榎村) 一体ハオカシイコトデス

(元尾崎) 譯ケハ分テ届ルカ文ハドウセ此法律ハオカシイ

(北島) 「抵當ト知リテ」ト云フチ「抵當チ認知シタリト雖モ」

トヤツテ「知リテ」ト云フチ「認」ノ字ノ下ヘ持テ往タラ宜カロ

ウ

(南部) ソウスルト悪クナツテ仕舞、之チ認知シト云フ文字チ用

イテ届ルカラ、ネ

(元尾崎) 「記入無キ抵當債權者アルコトヲ知リテ之ヲ認メタルトキト雖モ記入ノ缺ケシテ申立ルノ權利ヲ失ハス」トシテアルノ
デス

(大尾崎) 同シコトダ

(西) 私ハ知テ居マス、ト云フノハ必要ナノヲ知テ居ルカ其人ハ
記入シテ居ランカラト云フノハ自白ノ所ダロウ

(工藤) 抵當ハカリナラ記入ノミテ効力アルガ只ノ人ガ取テ居ル
ト知リナカラモ記入ノ無イ以上ハ決シテ申立ル權利ヲ失ハヌト云
フノデス

(渡) 知テ居テモ「無特權者」ヲ認テハ抵當トシタラ人ノコトト
自分ノコトト混雜スルノデス

(松岡) ソレハ「ハ」テモ同シテス

(南部) 「失ハシノス」ダカラネ

(松岡) 只「債權者」ヲ宜シイ

(村田) 之ヲ往キマシヨウ

(清岡) 記入無キコトヲ認メルトキト雖モトヤロウ

(松岡) 頭ヲ「債權者」トシテ其フヤリマシヨウ

(元尾崎) 頭マハ債權者ヲモ宜シイ債權者ハ他ノ記入無キ抵當債
權者アルコトヲ知リテ之ヲ認メタト雖モ記入ノ缺ケテ申立ルノ
權利ヲ失ハス、トシテ宜シイ

(松岡) 其レハ妙デス

(南部) 何セ自認ト云フコトヲ嫌フカ

(元尾崎) 首業力足ランカラ、

(村田) 他ノ債權者アルヲ知テ、ナイ記入無イコトヲ知テダ

(元尾崎) 抵當アルコトヲ知テダ、抵當カ主デス

(村田) 記入無イガ主デス

(元尾崎) 記入無キコトハ素ヨリ知レテ居ル、先ツ我輩ノ修正説ハ斯ノ如クソレカ否ナラ勝手ニナサイ

(清岡) 債權者ハト云フノタカラ債權者カラ云フト、他ノハ無論
ダ

(元尾崎) 自分ノ債權者カラ云フト主客ニナツテ來ルノデス
(西) 此備ニ置キ度イ

(渡) 良イ説ガ無ケレハ此備ヲ置キタイ
(樺村) 善クハナイ

(松岡) 「他」ノ字ヲ除ケテモ宜シイ
(元尾崎) ソレテモ宜シイ

(南部) 之ヲ認メルト云フト違フゼ
(西) 自認ト云フノガ必要デス

(松岡) ソンナラ自認丈ケ許シテモ宜シイ

(清岡) 記入ナキ抵當タルコトヲ知リダ

(南部) アルコトダ

(元尾崎) アルコト位ヒテ宜シイ

(北島) 抵當タルデスネ

(大尾崎) 此備ヲ良シイ

(松岡) ソレテハ再調査ヲシテ實ハナケレハナラン

(工藤) 記入ナキ抵當アルコトヲ知リテ、スカ

(元尾崎) 左様

(工藤) ソレナラ害モ無イカラ宜シイ

(清岡) 抵當アルコトヲ知リテ、ト云フコトハナイ

(松岡) 文章ヲ大勢ヲ暗々言テモ柱ン終ニ愚文ニナツテ仕舞、

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千二百六十一條朗讀ス

第一千二百六十一條 不動産賣拂代價ヲ以テ全部ノ辨濟ヲ受ケサル抵當債權者ハ其尙ホ受ク可キモノニ付テハ無特權債權者タリ

若シ不動産ノ賣拂ニ先チテ動産有價物ノ全部又ハ一分ノ配當ヲ爲ストキハ抵當債權者ハ其債權金額ノ爲ノ無特權債權者トシテ假リニ其配當ニ加ハル

其後ニ至リ抵當不動産ノ代價ヲ配當スルトキハ右ノ債權者ハ動産有價物ニ付キ何等ノモノヲモ受取ラサリシカ如ク其配當順序ニ該加ハル然レトモ此ノ如クシテ全ク辨濟ヲ受ク可キ者ハ無特權債權者トシテ受取リタル金額ヲ減除スルニ非サレハ其抵當ノ配當額ヲ受クルコトヲ得スシテ其減除シタル金額ハ動産財團中ニ之ヲ返還ス

抵當ニ因テ一分ノミノ辨濟ヲ受クルコトヲ得可キ者ニ付テ

第五百五十二條ノ二

第五百五十六條ノ二

ハ其動産財團ニ對スル權利ハ有益ニ順序ニ加ハラサル所ノ金額ニ從ヒ確定ニ定ノラレ其者ノ右ノ割合外ニ受取リタルモノハ其抵當ノ配當額中ヨリ扣除シ之ヲ動産財團中ニ返還ス

右ノ如ク返還セラレタル金額ハ純粹ノ無特權債權者ト配當順序ニ加ハルヲ得ス又ハ債權ノ一分ノミニ付キ之ニ加ハリタル抵當債權者トノ間ニ於ケル新配當ノ目的ヲ成ス(佛商第五百五十二條乃至第五百五十六條)

修正案 第一項 「其尙ホ受ク可キモノニ付テハ」ヲ「其殘額ニ付テハ」ト改ム

第二項 「全部又ハ一分ノ」ノ七字ヲ刪リ「加ハル」ヲ「加入ス」ト改ム

第三項 「ヲ配當スルトキハ右ノ」ヲ「ノ配當アルトキハ抵

當「ト改ノ」其配當順序ニ加ハル「チ」其配當ニ加入ス「ト
改ノ」此ノ如クシテ「チ」此配當ニ於テ「ト改ノ」無特權債
權者トシテ「チ」動産ノ配當ニテ「ト改ノ」得スシテ「チ」
得ス「ト改ム」

第四項 左ノ如ク改ム

不動産ノ代價ノ配當ニ於テ一分ノミノ辨濟ヲ受クルコトヲ得
ヘキ者ニ付テハ配當ニ加ハルコトヲ得サリシ殘額ニ從ヒ其動
産財團中ニ對スル權利ヲ定ム但此割合外ニ受取リタルモノハ
其抵當ノ配當額中ヨリ扣除シ之ヲ動産財團中ニ返還ス

第五項 左ノ如ク改ム

右ノ返還金額ハ純粹ノ無特權者ト有益ニ配當ニ加入スルコト
ヲ得サルカ又ハ債權ノ名ノミニ付キ之ニ加入シタル抵當債權
トノ間ニ於テ更ニ之ヲ配當ス

(元尾崎) 其殘額ニ付テハ抵當代リニ他ノ物ヲ取ルカ

(松岡) 有價物ハ動産ニ非サルモノカ

(栗塚) 動産デアリマス金錢ハ皆動産マス

(松岡) 動産物不動産物ノ配當ヲ爲ストキハトアルカ動産有價物
ト書イテモ有價物ナラ賣モスル金錢ナラ其債權ノハ分テ用リマ
ス、スルト不動産ノ賣拂ヒニ先立チテ動産ノ配當トナルトキハテ
宜シイ

(栗塚) 動産ヲ品物デアツタトキハ賣配代價ト云ヒタカラ

(松岡) ソンナラ二項ニ何セ云ハンカ

(栗塚) 金デアツタラ賣拂フニ及ハス金テ無ケレハ賣拂代價ト云
フモノデ、ソレテ有價物、トヤツタノデス動産ニハ無論賣拂代價
テ動産ニハソウテ無イトキカアリマスカラ賣ハズ「ト代價ト云
フ位ヒテ宜シイ」ノデ金錢ノトキ動産ノ代價ト云ヘルカ否、ソレテ

無理ナカラモ置キマシタ

(松岡) 動産ヲアツタラ金錢ニ代ツテ新ノテ有價物トナルト云フ
ノカ

(栗塚) 左様デス

(松岡) 無理ナ話ダネ

(栗塚) 其意味ニ違イナイカ少シ苦シウ御座イマス併シナカラ之
ヲ代價ト云フモオカシイ

(松岡) 動産ノ代價ト云フハ悉ク有價物ダ

(栗塚) 辨濟ヲ受ケサリシ如クカ

(松岡) 未タ其方ガ良シイ、上ニ全部ノ辨濟トアルカラ「何等ノ
物ヲモ受取ラサリシハ」ハオカシイ

(南部) 末項「有益ニ」ト云フ字ハ起案者カ入レタノテ御座イマ
ス

(清岡) 知ラ~~レ~~願シテ受取杯ハ云フニハ及ハンテハナイカ「何等
ノモノモ受取ラサリシ」ハオカシイ

(松岡) 之ハ必要デス

(清岡) 分リ切テ届ルカラ知ラン願シテ受取ハ云ハンテモ配當ニ
加入シテ受取レト併シナカラ餘リハ返セト云フノデス

(松岡) 配當帳簿ヲ作ル自分達込ヲシナケレハナラン其トキ全額
ヲ持出スノデス

(栗塚) 「何等ノモノヲモ受取ラサリシ」ハオカシクバ「辨濟ヲ
受サリシ」ヲ御座イマス

(松岡) 文字ハソレテ宜シイ「何等」ト云フハオカシイ

(清岡) 動産有價物ニ付辨濟ヲ受ケサリシトキハトシテ宜シイ

(栗塚) 「何等ノモノヲモ受取ラサリシ」カオカレクハ「辨濟ヲ
受ケサリシトキ」トシテモ宜シイ

(北島) 其方カ良シイ

(元尾崎) 同シコトダ

(清岡) 妙ナコトヲ云フカ愚文極マル

(横村) 之ハ良シイ、受取ラサリシ額即チ知ラン額シテ届ナケレ
ハナラン

(元尾崎) 之ハ妙味ノアル處デス

(村田) 「何等ノモノ」丈ケハオカシイ

(栗塚) 辨濟チ受ケサリシ、チハ如何

(松岡) ソレカ宜シイ

(北島) 宜シイ

(元尾崎) 之テ良シイ

(渡) 何等ノ効能モナイ

(元尾崎) 五項ハ分ランネ

(渡) 五項ハ能ク分ランネ、右ノ返還金額ハ云々ハ分ラン

(栗塚) 右ノ金額ト云フモノハ更ニ配當スルト、斯ウ云フノデ難
ノ間チ配當スルカナレハ純粹ノ無特權者ト配當ノ加入ハシタカ一
文モ取レヌ人デス又一人シカ加入シナカツタモノデス

(元尾崎) 加入シ能ハヌハ、得サルモノ及ヒダネ

(渡) 得サル債權者ト云フ積リダロウ

(栗塚) 先ツ「得ス」ニシマシヨウ「得ス又ハ」トシテハ如何

(松岡) ソレチモ宜シイ

(大尾崎) 其方ガ宜シイ

(元尾崎) 又ハテハナイ、及ヒダネ

(栗塚) ソウ云フ人カアレハダネ、ダカラ「又ハ」チ良シイ

(元尾崎) 之ハ兩方トモアルノテス、及ヒテナケレハナラン

(大尾崎) 得サル、カ宜シイ

(元尾崎)	得ス、テナケレハナラン
(委員長)	「モノトシテ」丈ケハ分ルカネ
(元尾崎)	得サルモノトシテ置キマスカ
(南部)	モノトス、ト云フト抵當債權者ヲ御座イマスカラ少シ當 リマセン
(栗塚)	ソレテハ債權者ノ字ヲ入レヨウデハナイカ「加入スルコ トヲ得サル債權」ト入レマシヨウ
(元尾崎)	ソウスレハ宜シイ
(委員長)	得サルモノト入レテ宜シイ
(栗塚)	モノテ、ハイカン是非抵當債權者ト入レント往カン
(松岡)	得ス、テ差支ナイ
(委員長)	無特權者ト抵當債權者ト云フモノカ
(栗塚)	左様デス

(松岡)	抵當債權者カ悉クハ通入ランテ一部通入タノトアルノテ
(元尾崎)	ソレカラ無特權者ト三ツニアルノデス
(横村)	三ツニハナラン
(元尾崎)	三ツニナルト云フノダロウ
(南部)	アルカ此所ハ二ツテアリマス
(渡)	前ニ「及ヒ」ト云フ字ヲ入レテハ何ウカ
(松岡)	元トノ譯文ノ通りチ宜シイ
(栗塚)	「得ス」テ續カセルニハ「及ヒ」テ宜シイ「得ス」ト切 リマスト無特權債權者ハ加入スルコトヲ得ス、トナル説モアリマ ス
(渡)	矢張得サルテハ往カン、得サル抵當債權者ダ
(南部)	得サル、又ハトハ續キ悪イカラ又ハト入レタノデス
(栗塚)	「及ヒ」チ入レテ「得ス」ニシテ置ケハ宜シイ

- (樺村) ソレナラハ其フシヨウ
- (渡) 「ト」ノ字ハ皆刪ルカ良シイ
- (栗塚) ソウデス
- (西) 此備テ分ルネ
- (大尾崎) 之ハ良シイ
- (樺村) 「及ヒ」トシテ置カウ
- (北島) 「及ヒ」ヲ入レテモ「得ス」ト云フノハ響キカ悪イネ
- (大尾崎) 元トノ通りカ良シイ
- (栗塚) 「得ス」テ切りハナシテハ不都合ト思フ
- (村田) 得サルカ、良シイ
- (栗塚) 「得サルカ」ナラハ無論良シイ「得サルカ」ハ止ノラレ
タ場合ダカラ
- (大尾崎) 止マンノデス

- (樺村) 「得サルカ」ハ止マツテ願ル
- (西) 未タ止ミマセン
- (清岡) 原接々々
- (北島) 「得ス」ト云フノハキツチリハ往カン
- (栗塚) 「得ス」トスルナレハ「及ヒ」カナケレハナラン
- (渡) 佛文通りニシテ良シイ
- (大尾崎) 多數テ定ノマシヨウ
- (西) 修正通りテ良シイ
- (北島) 得サルカ良シイ
- (村田) 得サルカ良シイ
- (栗塚) 矢張り「得サルカ」多數テ御坐イマスネ
- (清岡) 得サルカ杯ト書イテハ往ケマセンカラ少し御注意テ願ヒ
マス

(渡) 私ハ何方ヲモ多數ナラ仕方カナイ
(委員長) ソレテハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ第二項「何等ノモノヲモ」チ「何等ノ辨濟ヲモ」トシ其
他ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第一千二百六十二條朗讀ス

第五節 第三保有者ニ對スル抵當ノ効力

前置條例

第一千二百六十二條 抵當不動産カ全部又ハ一分譲渡サレ又ハ
用益權若クハ其他ノ物權ヲ負擔スルトキハ譲渡又ハ所有權
支分ノ設定證書ヲ登記スル前ニ其不動産ニ對シ記入ヲ爲シ
タル抵當債權者ハ第三取得者ニ對シ尙ホ己レニ受ク可キモ
ノ、辨濟ヲ請求スルノ權利ヲ保存シ又右不動産カ譲渡サレ
ス又ハ支分セラレサルトキノ如ク自己ノ抵當順位ヲ以テ其

代價ニ因リ辨濟ヲ受タル爲ノ右不動産ノ徵收ヲ訴追スルノ
權利ヲ附隨ニテ保存ス(第一千二百六十六條及ヒ第一千二百六
十七條)

然レトモ第二百二十六條及ヒ第二百二十七條ニ記載シタル繼續
期ヲ以テ爲シ又ハ更新シタル賃借ハ既ニ記入シタル債權者
ニ於テ之ヲ遵守スルコトヲ要ス

修正案 第一項 左ノ如ク改ム

抵當不動産カ譲渡サレ又ハ用益權若クハ其他ノ物權ヲ負擔シ
タルトキハ其設定證書ノ登記前ニ記入ヲ爲シタル抵當債權者
ハ第三取得者ニ對シ債務ノ辨濟ヲ請求スルノ權利ヲ保有シ又
右不動産ノ賣拂代價ヲ以テ辨濟ヲ受タル爲ノ其不動産ノ徵收
ヲ訴追スルノ權利ヲ附隨ニテ保有ス

第二項 「記載」チ「規定」ト改メ「繼續期」チ「期間」ト

改ノ「既ニ記入シタル債權者ニ於テ」ヲ「抵當債權者」ト改ム

(松岡) 「所持者」ト直サンカ

(栗塚) 「保有者」ハ總テ「所持者」ト直リマスカラ一々ハ申マセン

(元尾崎) 「附隨」ニテト云フコトハ如何

(松岡) 「附隨」ニテ保有ス」ト云フハ主トシテお前、先ツ此方ヘシテソレカ性カントキハ此方トスルノダ

(栗塚) 左様デス

(委員長) 如ク、カ通入テ居ルカラボツ々々スル「如ク」ヲ除テ仕舞ト「附隨」ノ足カ長クナツテ仕舞フネ

(南部) 如ク辨濟スル權利アル其外附隨ニテ是丈クノ徵收ノ斷權ヲ持テ居ルト云フノデス

(委員長) 自己ノ抵當順位ヲ以テ讓渡サレ又ハ支分セラレタ如クニ自己ノ抵當順位ヲ以テ係ルコトカ出來ルト云フノハ附隨ダカラ權利アル如ク性ケルト云フノダロウ

(松岡) 「セラレサル」デアリマスカラ、二向讓渡モシテ無ク自分モシテナイ元トノ順位ダカラ附隨ニハ關係ヲ持マセン

(委員長) ソウカナ

(栗塚) ソウ云フコトデアリマス

(委員長) 如クト云フノハ自分ノ持テ居タ、又其讓渡モセネハ又抵當ハ持テ居タ、自分ニ抵當カ通入テ居タトキノ如ク矢張處分スルコトハ出來ルト云フノダロウ、ソコサニ其權利ト云フモノハ矢張人ノモノニナツテ居ルカ、自分ノ純然タル權利ノモノニシテヤラレルト云フノダカラ、ソレガ附隨サレ又支分セラレ、ト云フノハ、松岡ノ立派ナ權利テナイ人ニ一旦移タ設定證書ハ出來タガソ

レハ矢張記入カナイカラ支分サレシ如ク往ケルト云フノダカラ少シ附隨ト云フノハ「如ク」カラ係タト思フ

(栗塚) 第一辨済スル權利第二徵收訴訟スル權利デス

(大尾崎) 加入シナイモノハお遺シナサイ、ト徵收ノ權利デス

(委員長) 右不動産ノ代價ヲ以テ、ト云フト直接ニ聞ヘルカソウテハナイ純然タル權利デハナイ一旦移テ居ルケレトモ先、自分カ取テ居タ既ニ登入カアルカラ、ソコデ自分カ持テ居タ如ク請求スル權利ガアル、トスルト自分カ抵當丈ケテ賣買シタカモ知レンソコテ向ウテ記入モセンテ居ルケレトモ自分ハ先ニ記入シテ居ルカラダ

(栗塚) 辨済ヲ請求スル權利ハ主タル權利デス、徵收權ト辨済請求權トニツアリマス主トシテ辨済請求スル從トシテ保有シ不動産徵收權ト書イタモ同シテス

(委員長) ソウ云フコトカ知ラン

(栗塚) 附隨ハソウデス

(松岡) 先取特權ト同シコトダ

(委員長) 一項ハ純然タル權利二項ハ自分ノモノノ、如クダ

(南部) 一項テモ宜ハ自分ノ如クデス

(栗塚) 抵當債權者ハ債權カ譲渡サレヌ又請求セラレサル如ク第三得取者ニ對シ辨済請求スル權利ヲ保有スト云フノデス翻譯カ悪イカラ委員長ノ如キ疑ヒチ起スノデス

(委員長) 意味ハ分ルカ只味ヒカ無クナツテ仕舞

(南部) 自分ノ持テ居ルトキノ如クトハ聞ヘヌヨウデス

(栗塚) イランカラ聞タノデアリマス

(松岡) イルマイ

(元尾崎) 「附隨」ト云フ字ヲ刪テハ如何

(栗塚) 之ハ御置キナスツテ下サイ

(松岡) 向ウノ人ハ不動産ヲ取タカ己レハ抵當取主タカラ公賣シ
テ後ヲナケレハ外ノ人ニ取レトハ云ハレンノデス

(元尾崎) 金ヲ返ソウト云フニ是非出セト云フコトハナイ

(松岡) ケレトモ意地悪クサレテ居ルノデス

(元尾崎) 意地力悪クモ抵當ハ金ヲ返ス爲メダカラ返セハ宜シイ

(村田) アル方カ宜シイ、ソウセント従ノ方へ係、レルト困ル

(元尾崎) ソンナコトハナイ

(栗塚) 「附隨」ハ「附從」トナスツテモ宜シイ

(樺村) 宜シイ

(南郎) 第一項「用益權若クハ」トアル「若クハ」ハ例ニ依リ刪
リマス

(元尾崎) 宜シイ

(委員長) 良クハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ第一項「用益權」ノ下「若クハ」ノ三字ヲ刪リ末項「附
隨」ヲ「附從」ト改メ其他報告委員ノ修正ニ決ス

第千二百六十三條朗讀ス

第千二百六十三條 若シ抵當カ所有權ノ支分ニ存シテ債務者
其權利ヲ拋棄シタルトキハ其拋棄ノ登記前ニ記入シタル債
權者ハ其拋棄ニ拘ハラヌ追及權ヲ保存ス

修正案 「テ」ノ壹字ヲ刪リ「記入シタル」ヲ「記入」ト爲シタ
ル」ト改メ「保存ス」ヲ「保有ス」ト改ム

(元尾崎) 家ヲ借リテ居テソレヲ抵當ニシテ途中テ其人ガ借權ヲ
棄テ、モウ前ニ登記シテアレハ登記シタ奴カ權利ヲ得ルノタメ
(栗塚) 左様デス

(委員長) 登記セント矢張支分權ハ皆シナケレハナランカ

(栗塚) 皆シナケレハナリマセン

(元尾崎) 拋棄モ登記シナケレハナランカ

(栗塚) 何テモ權利ノ移リ替リハ皆シナケレハナラン

(元尾崎) 支分權ヲ登記スルハ、エライネ

(松岡) 拋棄ノトキ即チ抹殺ダロウ

(村田) 三百六十八條ニアリマス

(栗塚) 拋棄スルト云フコトヲ抵當帳面ニ書イテ置クノデス

(松岡) 拋棄シテ抹殺スルニ違ヒナイ

(元尾崎) 宜シイ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千二百六十四條朗讀ス

第千二百六十四條 抵當ハ其記入カ公賣競落ノ登記前ニ爲サレタルトキニ非サレハ抵當不動産ヲ差押ヘテ之ヲ賣却セシ

ノタル無特權債權者ニ之ヲ以テ對抗スルコトヲ得ス但第千

二百二十條ニ掲ケタル二箇ノ場合ニ於テ爲シタル記入ノ無

効タルヲ訪ケス(千八百五十五年三月二十三日ノ佛法律第

一條第四號、第三條及ヒ第六條)

修正案 「但」ノ上ヲ左ノ如ク改ム

抵當ハ其不動産ヲ差押ヘ之ヲ賣却セシノタル無特權債權者ニハ公賣競落ノ登記前ニ記入ヲ爲シタルトキニ非サレハ之ヲ以テ對抗スルコトヲ得ス

「爲シタル」ヲ「爲セル」ト改メ「タルヲ」ヲ「タルコトヲ」ト改ム

(村田) 翻譯カ感カツタノダネ

(栗塚) 左様デス

(南郎) 之ハ訴訟法ト抵觸シテ居ル

(松岡) 其コトハ注意シテ置カント此所テ云フ將來ノ無特權ト云フ積リダ

(南部) 左様

(松岡) 私ハ但ハ删除シテ良イト思ヒマスカ如何

(元尾崎) 爾ハンテモ知レタコトダネ

(栗塚) 併シアツテモ害ハナイ

(松岡) ソウ云フコトチ言フト何運モ同シモノチ云ハナケレハナラントナルヨ

(南部) 但ハ爾テハ往カン

(松岡) 何ウシテ、カ

(南部) 之ハ競落チト云フコトハ即チ財産差押ト云フコトガ出来テ届ルカラハ、ソレテ破産トカ無資力ノ場合モアルカラ其場合ニナツテハ往カント云フ意味モアルカラ之ヲ爾テハ往カン

第千二百六十五條

(元尾崎) 差押無資力ニナラン前カモ知レン

(南部) ソレダカラ爾レヌ

(元尾崎) 云ハンテモ知レタコトタ、カアツテモ良イトシテ置キマシヨウ

(村田) 千二百二十二條チスルヨウニ前ニモ云テアル、

(元尾崎) 確ヒ處ニ手カ届クトカ何トカ云フノカモ知レン

(松岡) ソンナヲ結構ナノダロウ

(委員長) 置ク説力多ウ御座イマシヨウ、先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千二百六十五條朗讀ス

第千二百六十五條 第三保有着ノ破産無資力又ハ死亡ハ其取得證書ノ登記アルマテハ抵當記入ノ妨礙ト爲ラス

(栗塚) 「保有」ハ「所持」テ御座イマス、之ハ修正モ何モアリ

第千二百六十五條

マセン

(松岡) 破産無資力ト云フノハ何ウ云フ譯カ、只無資力トヤツテハ分ランカ

(南部) 破産ヲ御座イマス

(元尾崎) 「取得證書」ト云フハ第三ノ人カ得タトキデスカ

(栗塚) 左様デス

(村田) ソウデナイ

(元尾崎) ソレカアルマデ抵當ヲ記入、カ

(村田) 登記アルマテ抵當ヲ記入シテ宜イト云フノデス

(元尾崎) 第三者ガネ

(村田) 第三者所持者破産シタラ此方ニ取得證書カアレハ登記シ

ヌテ仕舞テナイカ登記ノアルマテハ抵當トシテ宜シイノデス

(栗塚) 所持者カ抵當スル迄ハ抵當ニ取タ債權者ハ登記スルコト

カ出來ルト云フノデス

(村田) ダカラ、違フ

(松岡) 違ヒハセン

(村田) 第三所持者ハ登記ニ明記シマセン間ハ抵當ヲ有シテ居ル

債權者ハ記入スルコトカ出來ルト云フノデアリマス

(南部) ソウデス

(元尾崎) 債務者カ出來ルノカ破産ノ場合ニハ第一千二百二十二條ノ場合デス

(南部) ソレハ出來マセン

(元尾崎) 第三ダト出來ルト云フノハ何ウ云フモノカ

(南部) 債務者テナイ品物ニハカリ關係シテ居ルカラ不動産サヘ出セハ、債務ハイランカラ、

(元尾崎) 債務者デモ之デアリソウナモノダ

(南部) 不動産が足りナイカラ身カラ出サナケレハナラン

(栗塚) 私力債務者デアル、抵當チ、私ノ家チ元尾崎サンニ抵當ニシソレカ村田サンニ往々ノデ村田サンカ第三者ニナツタスルト村田君ガ無賣力ニナツタトキハ登記爲サル迄ハ無賣力ニナロウトモ貴君ニ記入ナサルコトガ出來ル併私力無賣力ニナツタラ貴君ハ記入スルコトハ出來マセン

(委員長) 無賣力ニナツタノデハナイ登記力済ムト濟ントダネ

(栗塚) 當リ前ナラ債務者無賣力ニナレハ登記ハ出來ンネ

(元尾崎) 其場合ニ村田君カ既ニ得テアツタトキハ如何

(栗塚) ソウシテ私力無賣力ニナツタトキカ、

(委員長) 第三者ハ村田君カ

(栗塚) 別ノ問題デ、此前ノカ村田サンガ第三者デアリマス

(松岡) ソレハ構ハント思フ其モノ丈ケ、タカラ、其人ノ手チ離

第千二百六十六條

民權十六ノ二二五

レズ置クト混シテ居ルノデナイスルト登記シテモ効ハナイ全体登記シテナクトモ譲リナクシテ村田君カ賣タ證文チ取替ハシテアツタラ何ウカ

- (南部) 登記シテ無ケレハ往カン
- (松岡) 登記シテ無ケレハ往カン
- (南部) 登記シタ上ハ栗塚カ無賣力ニナツタモ構ハヌ
- (元尾崎) 登記セントキハ往カンカ
- (栗塚) 往キマス
- (元尾崎) ソレデ分ル、
- (委員長) 往キマシヨウ

本條ハ「保有者」チ「所持者」トシ原案ニ決ス

第千二百六十六條朗讀ス

第千二百六十六條 第三保有者ノ場合ニ從ヒ左ノ方法チ用フ

ルコトヲ得

第一 總テノ抵當債務ヲ辨濟スルコト

第二 滯除スルコト

第三 附索ノ抗辯ヲ以テ對抗スルコト

第四 不動産ヲ委棄スルコト

第五 所有權徵收ヲ受クルコト

修正案 第三號 左ノ如ク改ム

檢財ノ排斥答辯ヲ以テ對抗スルコト

(渠線) 之モ「第三所持者」ヲ御座イマス、此所テハ第三ノ所ニ「附索ノ抗辯ヲ以テ對抗スルコト」トアルガ「附索」ト云フハ六ヶ數字デ、渠キニ保證人ノ所デ一通費君ガタ疑ヒナスツタ字ヲ御座イマスカ、何トカ後テ字ヲ辨ヘヨウトシタガ、今日ハ「檢財」ト云フ字ヲ辨イマシタ佛蘭西語デハ非ヒト云フ字ダガ「源」ト註ニ

モ起業者ガ書イテアリマスガ「樹ヲ振フ」ト云フ字デ「幹ヲ以テ葉ヲ墜ス」ト云フ字義デ、ソレデ問題ニ出シテ之ヲ争ヒト云フノモ種々ナ論ヲ振落シテ仕舞ト云フ字ダソウダスソレテ保證人丈ケデ使フ字デ、他ニハ使ハン、保證人ハ債務者ト共ニ義務ヲ負フテ居ルニ保證人ニ係タトキハ、保證人ノ曰ク兎ニ角本人ノ財産ヲ調ヘテ下サイ本人ヲ振墜シテ下サイト云フコトニナル義務デアリマス、ソレデ本人ガ訴ヘラレタトキ保證人ハ先ツ兎モ角モ本人ナル債務者ノ身体ヲ振イ下サイト云フ權利ヲ「排斥」「抗辯」ト調査テヤリマシタカソレヨリモ「檢財」ノ方ノ良シイ、「附索」ト云フト對手ニ往テ人ヲ索スヨウナ字ニ見ヘマス

(渠線) 「檢財」カ良シイ
(渠線) 之ハ三島カ工風サレテ「檢財」トカ「援應」トカスルヨリ外ハナイ「附索」デモ分ランシ又「檢財」デモ分ランカ未ダ目

安カ立タヌト云フノテ御座イマスガ尙ホ良イ御考ヘモアリマスナ
ラ改ヘマス

(元尾崎) 「檢財ノ抗辯」ト云フノカ

(栗塚) 檢財ノ排斥答辯ヲ以テ對抗スルコトト修正致シマシタ

(北島) 「抗辯」カ良シイ

(南部) 何方カナレハ「抗辯」カ良シイ

(渡) 檢財ノ抗辯カ宜シイ

(北島) 「排斥」ト云フハ過ケルト云フ意味ダカラ、

(渡) 抗辯ト云フ字ハ此間訴訟法テハ何ウシテモ同意セント云テ
突強テ居ルノタカ、此方ハ別ニスル都合ガアルカラ抗辯ト云フコ
トニシタイ

(松岡) 「抗辯」カ良シイ訴訟法ニハ防訴抗辯ノトキハ入レルコ
トカ良クハアリマスマイカ

(元尾崎) 「檢財ノ抗辯」トヤツテ置クカ

(北島) 宜カロウ

(西) 分ル方ニ近クナツテ來マシタネ

(樺村) 財産ヲ默授スルト云フコトカ

(大尾崎) 財産ヲ檢査スルノダスネ

(栗塚) 第三所持者ハ、ト云フノデ、之ハ寫字ノ間違イテアリマ
ス

(松岡) 之ハ「抗辯」テ置キマス、訴訟法ノ方へ通知シテ下サイ

(栗塚) 承知シマシタ

(渡) 「委棄」「拋棄」ト何方等カ

(栗塚) 「拋棄」ノ方ガ良クハ御座イマセンカ

(松岡) 前ニ債權者其拋棄ニ拘ハラス、トアルカ

(栗塚) アレト同シテ原語ハ權利ヲ棄テルト云フノデ、ソレカラ

物ニ付テハ「アハンドン」ヲ擬棄ツルト云フ實ハ無形ノ廢棄モ有
形ノ廢棄モ日本テハ同シダスト思フソレ故「拋棄」ヲ濟ムト思ヒ
マス併シ再調査ノ人ハ物ノ方ハ「委棄」ト謂ヒ權利ノ方ハ「拋棄
」トヤツタ釋リテアリマス

(渡) 民法ハソレテ良シイカ訴訟法ト民法テハ合ハヌカラ同シ國
典法テアリナカラ違テ同テハ都合カ悪イカラ大同團結後藤主義ヲ
希望シマス

(栗塚) 併シ彼方等デモ權利ノ方ハ「拋棄」物タカラ「委棄」ト
シヨウト云ヒマス

(松岡) 其フシテ往ケハ隨分良カリソウニ思フ、

(元尾崎) 此間訴訟法テヤツテ同タカ「拋棄」ト云フコトハ「委
棄」ト云フコトニシナイト、如何

(南部) 有體物ハ「委棄」トシテ權利ノ方ハ「拋棄」トスルカ

(栗塚) 佛蘭西調子テハ其フダス

(松岡) 訴訟法モソレテ通シテ見テハ如何

(元尾崎) 不動産拋棄ト云テモ土地ヲ拋ケルノデハナイ權利ヲ拋
棄ダ

(南部) 權ハ不動産ヲ棄テルト云フノテアリマス

(渡) 民法中ハ良シイカ訴訟法ヘ以テ別ニスルハ往カン

(南部) 訴訟法ニハ品物ヲ棄テルコトハ懸ラクアリマスマイ皆拋
棄ヲ往クダシヨウ

(渡) 民法ハソレ丈ケ負ケテモ損ニモナリマスマイ

(栗塚) 併シ北島サンノ云フ通り物ダト拋ケルコトカ出來ルカ權
利ダスト棄テル方ダス

(渡) 必ラスシモ損ンテモ物ヲ我身カラ放シ棄テルニ相違ハナイ

(清岡) 放ケルノテハナイ、拋ツト云フ字ダス

(栗塚) 財ヲ抛ツ、デス

(南部) 是迄權利ノ拋棄ト云テ居ル、

(元尾崎) 有體物ハ抛ケルヲ良カリソウナモノデス

(北島) 字義ヲ云フトソウナル、

(渡) 朝鮮人ノ石ナゲ、ダネ

(栗塚) アレハ放ツ、テアリマス

(委員長) 茲テ詳述スルヨリ訴訟法ノ方ト相談シテ權利ト財產トノ區別カ付ナラ付タルヨウニ付ケラレナケレハソレテ宜シイ其所マテ講究シテ宜カロウ

(栗塚) 左様デス

(元尾崎) 之ハ任カシテ置キマシヨウ、金ヲ返サンデ抛除ト云フカ

(栗塚) 其場合ハ先ニアリマス

(村田) 總テト云フ字ハ副テ良シイ

(栗塚) 宜シウ御座イマス總テチ副リマス

(元尾崎) 總テノ字ハ副テモ宜シイ、先ヘヤリマシヨウ

本條「第三保所有者ノ」チ「第三所持者ハ」トシ第一「總テノ」チ副リ第三「檢財ノ抗辯」トシ其他原案ニ決ス

第一千二百六十七條朗讀ス

第一款 抵當債務ノ辨濟

第一千二百六十七條 第三保所有者カ抵當債務ノ滿期ト爲ルニ從ヒ之ヲ辨濟スルニ於テハ其第三保所有者ハ所有權發收又ハ妨礙ヲ受タルコト無シ(第一千二百六十七條)

修正按 「者カ」チ「者ハ」ト改メ「滿期ト爲ルニ從ヒ」チ「滿期ニ從ヒ」ト改メ「ニ於テハ」チ「トキハ」ト改メ「其第三保所有者ハ」ノ七字ヲ刪ル

(栗塚) 携フテ仕舞タラ、ウルサイコトハ受ケント云フノデス
 (松岡) 孰レ權利上カラ起ルノデス
 (大尾崎) 「徵收」ト云フハ種カタナイネ
 (村田) 公用タカラ徵收ダ
 (松岡) 三島ノ修正ハアリマセンカ
 (栗塚) 所有權ヲ取ラル、ト云意味ニナルト云フノデス、實ハ所有權無キテ御座イマス
 (清岡) 奪フト云フハ轉クナイ
 (渡) 徵收、テ性ウデハナイカ
 (栗塚) 私文ケデ三島君ニ相談シテ見マシヨウ徵收ト云ヘハ上カラ召ス方デアロウト思ヒマス
 (大尾崎) 「徵收」ハ外ニ良イ字カアツタラ更ヘルトシテ先ヘヤリマシヨウ

民國十六年一月二日

民國十六年一月三〇

(栗塚) 第千二百六十二條モアリマスカラ尙ホ良イ字ガアレハ更ヘマス
 (元尾崎) 私等ハ徵收デ宜シイト思フ
 (委員長) 「辨濟スルトキ」テハナイ「シタルトキ」ダロウ
 (南館) 左様デス
 (栗塚) 辨濟スレバ、ト云フコトデス
 (元尾崎) シタルトキ、ハカ宜シイ
 (委員長) シタルトキテナケレハ徵收サレタリ妨害サレル事ケハナイトハ云ヘンダロウ
 (南館) スルニ於テハカ
 (委員長) スルニ於テハナラ良シイ
 (栗塚) スルニ於テハ、カ良シウ御座イマス
 (元尾崎) 初ノニ所持者ハトアルカラ、「ハ」カ重ナル、

(松岡) 「カ」ニシテハ悪イ

(栗原) シタルトキハニシマシヨウ

(渡) シタルトキ、ハシナイト性カン

(南部) スルニ於テハ、カ良シイ

(大尾崎) スルニ於テハ、カ良シイ

(櫻村) ソレカ良シイ

(村田) ソレカ良シイ

(北島) 現物ノ權チ良シイ

本條ハ「保所有者カ」チ「所持者ハ」トシ「其質^三保所有者ハ」チ制
リ其他原接ニ決ス

第一千二百六十八條朗讀ス

第一千二百六十八條 第三保所有者カ債務ノ全部又ハ一分チ辨濟
シタルトキハ其第三保所有者ハ第五百四條第一號及ヒ第五百

五條第三號及ヒ第四號ニ從ヒ自己ノ辨濟シタル債權者ノ其
他ノ抵當抵保及ヒ利益ニ代位ス

又第三保所有者ハ其辨濟セサリシ債權者ヨリ所有權徵收ノ訴
追チ受クルコトアル可キ場合ノ爲ノ自己ノ保有スル不動産
ノ負擔スル抵當ニ付キ未定ノ代位チモ取得ス(第一千二百五
十一條第二號)

修正按 第一項 「者カ」チ「者ハ」ト改メ「其第三保所有者ハ
」ノ七字ト第一號ノ下「及ヒ」ノ二字チ刪リ「自己ノ」チ「
其」ト改メ「辨濟シ」チ「辨濟チ得」ト改メ「債權者ノ其」
チ「債權者ニ屬スル」ト改ム

第二項 「辨濟セサリシ」チ「辨濟チ得サリシ」ト改メ「付
キ」ノ下チ「辨濟チ得タル債權者ニ未定ニテ代位ス」ト改ム

(村田) 全部一分ハ、置キマスカ

(栗塚) 置クカ良シイ「及ヒ第四號ニ從ヒ其辨濟チ得タル債權者ニ屬スル」トシマシタ金ヲ拂タナレハ其拂ヒチ受ケタ債權者ニ代ルト云フコトテ御座イマス

(元尾崎) 未定ニテ代位ス、スルト辨濟チ得サリシハ向ウノ奴ダホ

(南部) 左様得サリシ債權者カアルノテスネ

(元尾崎) 第三所持者ハ辨濟スル方ノ側ハカ

(南部) 一人債權者カ辨濟シテ一人辨濟シナイノデ辨濟シテヤツタ債權者ノ代リニシテヤラン方ノ爲ノニ代位スルノデ辨濟シテヤツタカラ其部分チ代位スルト云フノデ、併シ訴ヘチ受ケナケレハ差支ナイ

(元尾崎) 「未定」ト云フノハ

(南部) 未定テシヨウ

(栗塚) 受ケルカ、何ウカ未タ分ラン、カテ未定デス

(元尾崎) 第三所持者ガ辨濟チ受ケヘキトシタラ良カロウ

(栗塚) 其辨濟チ受ケナカツタ債權者デス

(元尾崎) 辨濟チ未タシナイ債權者ダ

(栗塚) 債權者、ソレガデス

(元尾崎) 債務者カラ言葉チ立テルト良シイ

(村田) 自分ノ財産チ奪ハレヨウト云場合ダ幾キニ金ヲ拂タ債權者ノ未定ノ、其人ノ代リニト云フノテス

(元尾崎) 訴ヘラル、カ知レンカラ未定カ、無理ダナ

(大尾崎) 何トカ云ヒ機カアリソウナモノデス

(南部) 訴ヘラレナイトキハ代位ハイランノデアリマス、ソレデ未定ハ必要デアリマス

(栗塚) 訴ヘチ受ケルコトカアルダロウ、場合チ想像シテ、タ其

トキハ代位スルト云フノデス

(元尾崎) 未定ト云フコトハ云ハナクトモ良イコトダ

(栗塚) 其條件付ニテ、ト云フノテス代位シテ居ルニ訴ヘカアツ

タラ代位ノ効ガ生スルノデ、未定ノ代位ヲ初ノカラ代位シテ居ル

ノデ其効チ生スルハ訴ヘカアツテノ場合デス

(元尾崎) 訴ヘカアツタトキハ代位ス、チ良サ、ウナモノデス

未定ニト云フ字ハ分ラン

(栗塚) 併シ、分テ居タラアツテモ宜シイテシヨウ

(松岡) 事柄ハコウナルカ私カーノ地面チ第三者ニナツテ取得シ

タ、處カ二人抵當債權者カアルト、私ハ抵當付ノ地面チ買フタツ

レニ二人ノ債權者カアル内一人ノ方ハ済マシテ一人ツ、済マセン

ト其人カ訴ヘルモ知レン訴ヘラレテ拂フ力カ無イトスルト地面ハ

卷上ケラル、卷上ケラレタカラ此間捕々人ニ代テ地面チ持テ居レ

ハ、己レカ抵當債權者テアルソヨト云フ場合デスネ

(栗塚) 左様デス

(南部) シテアルカラ未定デス

(大尾崎) 未定ト云フノハ面白ヒ

(栗塚) 矢張アル方ガ良シイ、アル方ガ結句意味ハ明瞭デアリマ

ス

(大尾崎) ソウテ御座イマス、鳥渡分ランノデスネ

(栗塚) ソコ迄御了解カナイト邪魔デスカ分ルトアル方ガ成程良

イトナルノデス

(大尾崎) トウモ、ソウテス

(南部) 面白ヒネ

(松岡) 未定ニテハ此條チハ必要デス、理窟ハ此通りダロウ

(元尾崎) 宜シイ

(渡) 往キマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千二百六十九條朗讀ス

第二款 雜除

第千二百六十九條 第三保有者ハ記入シタル總テノ抵當債務
ヲ辨濟セサルモ債權者ニ其記入ノ順序ヲ以テ辨濟シ又ハ債權
者ノ爲メニ自己ノ取得代價若クハ不動産ノ評價額若クハ之
等ニ超ユル金額ヲ供託シテ不動産ノ負擔ヲ免カレシムルコ
トヲ得但右ニ付テハ下ニ規定セル如キ提供及ヒ雜除ト稱ス
ル手續ヲ爲シタル後債權者ニ於テ明示又ハ默示ニテ承諾シ
タルコトヲ要ス

修正案 「自己」ヲ「不動産」ト改メ「不動産ノ評價額」ヲ「
其評價額」ト改メ但ノ下「ト稱スル」ノ四字ヲ刪リ「雜除」

ノ下「ノ」ノ一字ヲ挿入シ「ニ於テ」ヲ「ノ」ト改メ「ニテ」
ヲ「ノ」ト改メ「シタルコト」ヲ「アリタルコト」ト改ム

(果) 記入ノ字ハ寫字ノ誤リヲ脱シタノテアリマス、此ハ修正
ノ出テ居ルカ少シ文章力更リマシタカラ直ス前ニ口テ申トウ御座
イマス、「第三所持者ハ記入シタル總テノ抵當債務ヲ辨濟セサル
モ債權者ニ其記入ノ順序ニ從ヒ、不動産ノ取得代價ヲ其評價額若
クハ之ニ超ユル金額ヲ辨濟シ又ハ債權者ノ爲メニ之ヲ供託シテ不
動産ノ負擔ヲ免カレシムルコトヲ得」トシテ但以下ハ修正通りテ
御座イマス「ト稱スル」ハ止ノマシタ「明示又ハ默示ノ承諾アリ
タルコトヲ要ス」デス

(委員長) 分リマスカネ

(果) 分ル積リテ御座イマス之ハ翻譯ノ誤リカアツタノデス且
修正スル迄ハ翻譯ノ誤リヲ我々ガ氣ガ付カナカツタノデ御座イマ

ス

(元尾崎) 不動産ノ取得代ガ之ハ安ク買テ居ルカモ知レンソコデ
承知シナイト評價額ハ之ニ超ユル額ト云フハドウ云フノカ

(栗塚) 大體安ク買タカラ評價セス之支ケノ金チャルカ抵當權ヲ
行ハスニ與レカト云フヨウナコトダス

(元尾崎) 向ウカ承知セントキハ仕方カナイネ

(栗塚) スレハ評價デアリマス

(南部) 協議ノ合ハヌトキハ評價デアリマス

(大尾崎) 評價モ、應カントキハ

(南部) ソレハ陀々チ控ルノテソレハ往カン

(元尾崎) 之ハ濶除ノ相續ダネ

(南部) 左様ダス

(委員長) 債權者記入ノ順序ニ從ヒト云フノハ外ニモ財産保有者

ト云フノカアルカラ其順序ニ從ヒカ

(栗塚) 左様ダス抵當債權者ノ順序ヲ御座イマス

(委員長) 先取ノアル人へ往クノカ

(南部) 二人アレハ一番抵當ニ番抵當ト其順序デアリマス

(委員長) 第三保有者ハ一番抵當ノ人へ行テカ

(栗塚) 一番ノ人ニ番ノ人ト順序ヲ拂フノテス

(委員長) 總テ債權者ニヤツテ往タトキハ一人カモノチヤツタノ

ダネ

(栗塚) 左様ダス

(委員長) 取得代價ト云フハ

(栗塚) 買取負擔デアリマス

(委員長) 自分ノモノニシタノテハナイタロウ

(栗塚) 第三所持者ヲ御座イマス、實ニ買フテ居ルノテ、貴君カ

買テ居ルノテ、私ノ地面ヲ賣ル其上松岡サンカ抵當ヲ持テ居ル第
二番ニ南館サンカ持テ居ルト貴君ハ、ウルサイカラトウカ相談ヲ
シタモノデス、スルト總テノ抵當、二ツアルカラ債權者ノ松岡サ
ン南館サンニ其配入ノ順序ニ從テ、デス

(委員長) 我輩カ取得ニ係リヨウハナイ

(栗塚) 私カラ買フタラ、彼ラカデ買タロウ買タ代價ヲ兩人ノ債
務者ニ拂フカ貴君ノ地面ヲテス、貴君ハ地面ヲ取得ナスツタ方デ
シヨウ

(委員長) 取得シタカ代價ハ拂タノテス

(栗塚) 拂テハ往カンノデス

(松岡) 拂フト二様デス貴君カ買フノタカラ代價ハ抵當債權者ニ
拂ハナケレハナラン

(委員長) 拂フヘキ代價ダネ、取得代價ヲハナイネ

(栗塚) 取得代價デアリマス

(委員長) 第三所持者デ拂フヘキ代價ト云ヘルカ、取得代價トハ
云ヘヌ

(栗塚) 不動産ヲ取得シタノデアリマス

(委員長) 不動産ヲ取得シタニ付拂フヘキ代價ト云ヘヌハ分ルカ
(栗塚) 左様デス

(委員長) 取得代價ト云フト得タ金トシカ見ヘナイ

(栗塚) 他ハ取得代價トハ使ヒマセン不動産ノ取得代價デアリマ
ス

(委員長) ソウ見ヘルカ

(栗塚) 不動産ノ取得代價ヲ御座イヌマス

(委員長) ソウカ夫カラ、辨濟シ又ハ債權者ノ爲ノニトハ

(栗塚) 松岡サン南館サンノ爲ノニハ受取ラント云ハレルカラ將

托所へ預ケテ貴君カ買々地面ヲ義務付テ義務ヲ無クシテ仕舞コト
カ出来ルノテス

(委員長) 債權者ノ爲ノハナイ

(栗塚) 債權者ノミテ御座イマスカラ解除シヨウト云フノカ、若
シ貴君ノ爲ノ私ノ爲ノヤツタニハ矢張債權者訴權ヲ行フカラ訴權
ヲ免カレシムル譯ニ往キマセン金ヲ拂フカ受取シトキハ寄托所へ
預ケテト云フ意味ダス

(委員長) 松岡カ金ヲ取ラントキハ寄托所へ行ク、ソウタカ債權
者ノ爲ノニト云フハ債權者ヲ御願ヒ申タヨウニ見ヘルカ

(南部) 債權者ノ名ヲ以テト云フト同シテス

(委員長) 左様云フ例テサヘアレハ宜シイ

(栗塚) 此等ハ原則デアリマス

本條「金額」ヲノ下「辨済シ又ハ債權者ノ爲ノニ之ヲ供託シテ

民権十六ノ一三七

云々」ト加へ報告委員ノ修正ニ決ス

第千二百七十條朗讀ス

第千二百七十條 停止條件附ノ取得者ハ其權利カ條件ノ成就
ニ因テ固定セサル間ハ解除スルコトヲ得ス

解除條件附ノ取得者ハ其權利カ條件ノ缺クルニ因テ固定セ
サル前ト雖トモ解除スルコトヲ得

此場合ニ於テ若シ第三保有者ノ提供カ承諾セラレタルモ元
資ノ不足スル抵當抹殺ノ後其第三保有者ノ取得カ解除セラ
ル、ニ於テハ抹殺シタル記入ハ第千二百四十九條ニ從ヒ之
ヲ回復ス

若シ右ノ場合ニ於テ提供カ承諾セラレスシテ下ニ規定セル
如ク不動産ヲ競賣ニ付シタルトキハ競落ハ其第三保有者ノ
利益ニ於テ宣告セラレタルト其他ノ者ノ利益ニ於テ宣告セ

ラレタルトテ問ハス以後解除ヲ免カル、モノトス

修正案 第一二三項 左ノ如ク修正ス

第一項 停止條件附ニテ不動産ヲ取得シタル者ハ其條件ノ成就セサルニ因リ其權利ノ定マラサル間ハ解除スルコトヲ得ス

第二項 解除條件附ニテ取得シタル者ハ條件ノ到來セサルニ因リ其權利ノ定マル前ト雖モ解除スルコトヲ得

第三項 此場合ニ於テ若シ第三所持者ノ提供力承諾ヲ得タルモ其金額ハ抵當債務ヲ全ク辨済スルニ足ラスシテ其抵當ヲ抹殺シタル後第三所持者ノ取得力條件ノ到來ニ因リ解除スルニ於テハ辨済ヲ得スシテ抹殺ヲ受ケタル抵當債權者ノ記入ハ第千二百五十一條ニ從ヒ之ヲ回復ス

第四項 「承諾セラレス」ヲ「承諾ヲ得ス」ト改メ「讓賣」

ヲ「公賣」ト改メ「第三」ノ上「其」ノ一字ヲ刪リ「利益」以下左ノ如ク改ム

爲ノ宣告アリタルト其他ノ者ノ爲ノ宣告アリタルトテ問ハス以後解除條件ヲ免カル、モノトス

(栗塚) 「解除ヲ免カル」ノ所へ起案者カ「條件」ト云フ字ヲ付テ參タノデ御座イマスカラ「解除條件ヲ免カル、モノトス」トヤツテ跡ハ修正ニナリマス第一項ハ「停止條件付ニテ不動産ヲ取得シタル者ハ條件ノ成就セサルニ因リ其權利ノ定ラサリシ間ハ解除スルコトヲ得ス」トシマシタ

(樺村) 其條件ダロウ

(栗塚) 其ハ御座イマセン

(委員長) 其ガアルノテシヨウ

(栗塚) 其ハ寫字ノ誤リテ御座イマス、第二項ハ「解除條件付ニ

テ取得シタル者ハ條件ノ到來セサルニ因リ其權利ノ定マル前ト雖
トモ排除スルコトヲ得、トシマシタ

（元尾崎） 「停止條件」ハ私ノ子カ生レタラカ

（栗塚） 子カ生レナカツタラハ其家ヲ賣ロウト云タノテ條件付テ
納利ガ中途ニ振ラ下テ居ルカラ停止條件、解除條件ノトキハ、賣
ロウト子カ生レタラ返セト云フノテ、スルト決シテ子カ生マレヌ
ト云フコトガ定マレハ塊マルノテ定マラン先テモ解除スルコト
カ出來ルノテ權利ヲ持テ居ルカラ、

（元尾崎） 停止條件ハ家ガ停止セラレテ居ルノカ

（栗塚） 左様、此方ハ條件ガ到來スレハ返サナケレハナラン、ソ
レカラ第三項「此場合ニ於テ第三所持者ノ提供カ承諾ヲ得タルモ
其金額ハ抵當債務ヲ全ク辨済スルニ足ラスシテ其抵當ヲ抹殺シタ
ル後第三所持者ノ取得カ條件ノ到來ニ因リ解除スルニ於テハ辨済

ヲ得スシテ抹殺ヲ受ケタル抵當債權者ノ記入ハ第一千二百五十一條ニ
從ヒ之ヲ回復ス」デス

（元尾崎） 承諾シナイト言ヘルタロウ

（南郎） 私ハ不動産ノ評價額ヲ以テ來ルノタカラ仕方カナイ評價
額ニ對シテシカ權利ガナイ

（栗塚） 此所デ假リニ千圓テ宜シイト承諾シタ其金額ハ抵當債務
ノ全ク辨済ニ足ランノデ松岡委員ガ九百圓ニ南郎委員カ五百圓ダ
ト四百圓足ランデ其抵當カ足ラスシテ栗塚ノ抵當ハ無クナツテ仕
舞々其トキ第三所持者ナル即チ委員長ハ條件カ到來シテ解除ニナ
ツタノデス、栗塚ニ子カ生レタ、生レタラ取戻ス約束タカラ解除
シタ其トキ辨済ヲ得スシテ抹殺ヲ受ケタハ南郎委員ト見ルネ、辨
済ヲ得スシテ抹殺ヲ受ケタ南郎サンノ記入ガ生キ係ルソヨト云フ
ノデ私ノ手ヘ戻テ來タカラ第三者ノ手ニ在ル間ハ姓カンカ第三者

ノ取得カ解除ニナツタラ私ノ地面ガ戻テ來タノデ其トキ初ノ性カ
ンデアツタ抹殺ヲ受ケタ債權者カ生係ルト云フノテス

(松岡) 適當ナ道理デス

(元尾崎) 一項道理ガナイネ、南部ニモ抵當ニナツテ居ルカ第三
者ニ移タラ權利ヲ殺サル、コトハナイ

(南部) 物ニ付テハナイガ債權者カ代ルノテス

(松岡) 栗塚ノ手ニアツタカ委員長ニ制カレタ、此處不動産ト云
フ無疵カ通入ルト元ト權利ガアツタカラ生係テ來ル

(横村) 面白イ

(元尾崎) 面白クナイネ、寧々説ダ

(栗塚) 法律家トシテ御考ヘニナラント性ケマセン

(大尾崎) 第三者カ解除條件ノ内ニ成就セラレタノタネ

(元尾崎) 南部君ノ債務者カアツテ取ラレタノタネ

(横村) 修正デ分ルガ今ノ講義チ聞イテ尙ホ能ク分リマス

(元尾崎) 承諾ヲ與フルモト云フト承諾セシト云フコトモアリソ

ウダ

(松岡) 次ニアリマス承諾セント公賣セラル、公賣シタトキ委員
長ニ落札スレハ總令栗塚ニ子カ二人出來ヨウトモ動カヌト云フノ
ダ

(栗塚) 左様デス末項「全ク辨濟スルニ足ラスシテ其抵當ヲ抹殺
」ト云フハ如何

(栗塚) 貴君ガ出シタハ、千圓ト栗塚ノ地面ガ千圓デソレカラ千
圓出シタカ千圓デ南部サント松岡サンガ私ニ返シタノカ足りナイ
ノデス

(委員長) ソコテハ抹殺ガ出來ヌカロウ

(栗塚) 抵當丈ケ抹殺カ出來ル、

(委員長) 抵當ノ効力が無クナツテ仕舞カ

(栗塚) 左様デス併シナカラ南部サンハ一分シカ拂ハンデ抹殺サレタノテス

(委員長) 君ガ全体抵當トシテ居ル物チ千圓チハ足ラン兩方デ二千圓借リテ居ルソレチ千圓デ賣ルト云フコトカ

(栗塚) ソレハ幾ラ高イモノチ安ク賣ルト債權者カ苦情チ言ヘル最ツト値段ガアルカラ安ク賣テハ困ルト言ヘルソレモ再ヒヤツテ千五百圓シカナイ併シナカラ債權ガ二千圓アレハ抵當ハ抹殺セラレ、ノテス

(委員長) ソレ丈ケノ値段シカナイ場合チ云フノタネ

(栗塚) 左様デス

(槻村) スルト第三者ガ損ニナルネ

(松岡) 損ニハナラン

(槻村) 解除セラル、ト損デセウ

(栗塚) 左様デス

(松岡) 金チ出シタモノ丈ケハ栗塚カ持テ居ルカラ、

(元尾崎) ソレハ約東次第ダ、或ハソウ云フ條件付タカラ安ク賣ルカモ知レン

(南部) 安クモ持テ往カナケレハナラン

(松岡) 若シ安過キテ違ヒ足シタラ矢張代位ニナルダロウ

(槻村) ソウナル、

(北島) コウ云フコトハ被多ニナイコトダ

(栗塚) 實ハ入組ンタ世ノ中ダネ

(大尾崎) 末項ハ修正通りテ皆サン良ウ御座イマスカ

(松岡) 宜シイカ、條件ニ付テ解除トデモ願ハント解除條件チ免カル、ト云フハオカシイ

- (栗塚) 解除條件カ到來シヨウトモスマイトモ構ハヌト云フノタ
- (松岡) 解除條件ヲ免カル、ト云フノハオカシイ
- (栗塚) 併シ其意味迄含マシテ御座イマスカラ、
- (松岡) 右ノ場合ニ於テ何々々カラ、
- (村田) 前ニモ解除ス、トヤツテ居ル、
- (栗塚) 折角入レテ參タノテ御座イマスカラ、若シナンナラ、解除條件ノ結果ヲ免カレテアリマス
- (松岡) 尙ホオカシイ
- (元尾崎) 解除條件ハ役立ンホ
- (栗塚) 公賣シタラ役立ン
- (委員長) 理窟ハ分ランヨウ思フ、解除條件ヂヤツタノタカラ元トノ債權者ハ承諾センカラト云テソレヲ以テ解除條件ヲ混シテ仕舞ハ理窟カ合ハヌ

- (松岡) ケレトモソソナラ金ヲ以テ拂ヘハ良シイ
- (委員長) 出來ヌカラタロウ
- (松岡) 債權者ハ抵當カアリマスカラ期限カ切レタラ取ニ往ツテ取ルヨリ仕方ハ御座イマセン
- (委員長) 條件付ノ前ノ事柄ハ出來ンコトニシナケレハナラン出來テ居ルコトモアロウト云ヘハ分ルカソレカ條件ト云テ、二人ハ否ト云フコトカ出來ヌカラ仕束カ付カン
- (南館) 初ノカラ知テ居ルカラ宜シイ條件付ノ抵當トナツテ居ルト條件付ヲ買フカ體様ニナルト云フコトハ覺悟ノ前デス
- (委員長) 公賣モ出來ン
- (栗塚) ソレハ被擧リガ悪イカラト云テ幹ヲ枯スヨウニナツテ仕舞ヒマス
- (委員長) 「右ハ」悪イノタネ、條件付ト云フ約束ニナルト云フ

カラ一ノ怪イモノカ到來スルノダ土産成ルカ成ランカ分ラン條件
タカラソレチ、不確カナモノチ一方ノ人ガ相手ニシテソウシテ一
方ニハ債權ガ追欠ケテ來ルト云フカラ拂ハナケレハナラン、拂タ
トキ承諾スレハ宜シイ承諾セントキハ仕方カナイ公賣シヌナケレ
ハナラン公賣スルト自分ノモノニナラン、提供ハセラレテカラ始
メテ條件付テ來ルノタロウ

(南部) 提供ハ條件付ニテ自分テ承知シテ居ルノテ買マストキ抵
當ハ幾ラアルカ金高チ以テ價フニ足ラント知テ買フタコトニナル
ノテス不動産ヲ買ヘハ抵當文ケハ拂テ充分ト知ラントハ買フモノ
ハナイ

(委員長) アルモノチ、アルト見ナケレハナラン

(南部) 解除條件ハ無クナツテモ其損ハ被ラナケレハナラン

(松岡) 誰カ損カ

(委員長) 今ノ例ヲ云フト私カ損ダ

(松岡) 貴君ノ損ハナイ公賣ノ時分取リマス

(委員長) 若シ條件カ消エタラトウカ

(南部) スルト公賣ガ悪イト云フノタネ

(委員長) 條件付ハ、

(栗塚) 私ノ子ガ生レタラ取戻スト云フノテス

(委員長) 生レタラトウカ

(栗塚) 私ニ戻リマス

(委員長) スルト解除條件ニモナランタロウ

(栗塚) 公賣ニナツタラ解除條件ハ無クナツテ仕舞ヒマス

(委員長) 公賣ノ爲ノ何セナクナルカ、解除條件ハ子ガ生レタラ
返ソウト云フ約束タカラ子ノ生ル迄ハ、宜シイタロウ

(栗塚) 子カ生レタラ私ニ戻ルノテス

(委員長) 子カ生レルヤ否分ランノテ、分ランニ最ウ公賣シナケレハナランカ

(南郎) ソレハ所有物ヲ仕方ガナイ

(委員長) ソンナラ解除條件ト關ハンガ良シイ

(南郎) 生レルカ否分ランノテアリマスカラ、

(栗塚) 解除條件付テ取得シタ者ノ權利ニ障ルマイト雖モト云フノテス

(松岡) 栗塚ノチ押イテ居ルノテ押ヘラレタ者ハ條件付テ賣タノ
テソコテ元トノ借ニ居テモ栗塚ガ此不動産ニ對シテ所有カ出來ル
カ所持人ニ拂ハントキハ賣ラシテ仕舞ノテ手ヲ放サナケレハナラ
ンソレガ再ヒ貴君ノ手ニ還入テ貴君ノ手カラ先ニ取ラル、モ栗塚
ノ手カラ取ラル、モ同シテ栗塚ハ千圓拂ハナケレハナラン
(委員長) ソレハ宜シイ貴君カ栗塚ノ家ヲ公賣シテモ宜シイ條件

付ト云フモノガ入レル以上ハネ、入レンナラハ良シイ入レタ以上
ハ成立迄ハソレカ成立カ否待テ而シテ公賣スルト云ヘハ宜シイソ
レチセスシテヤルカラ速ニ公賣ノ爲ノ解除條件カ消滅スル結果ヲ
來スカラソレハ往カント云フノテス

(松岡) 抵當チヤルヨリ外ハナイ

(栗塚) 解除條件付テ取得シタモノハ所有者カ否チ論スルト貴君
ハ所有者ト云ハナケレハナラン

(委員長) 純然タル所有者テハナイ條件付ノ所有者デ、ソウスレ
ハ條件ガ果シテ其物ノ所有ニ歸スルカ否チ待テ而シテ後デス

(元尾崎) 初ノ變ニ思タガ能ク考ヘルト物ヲ持テ居テモ金チ返サ
ン以上ハ取ラル、ノタカラソレチ條件付テ他ニ得タ爲ノ公賣カ出

來ルト云フト抵當ニ取タ債權者ハ何ニモナランカラ之テ良シイ
(委員長) 品物チ條件付テ賣ルコトカ出來ヌト第三所持者カ迷惑

ダホ

- (栗塚) 貴君ハ一モ御迷惑ハ御座イマセン
- (委員長) 條件付テ得テ居ル品物デ、未ダ價ノ所有ニナルカ否ハ分ランノテ其モノガ買フタ値段ニ債權者カ取テ呉レ、ハ良シイ、カ承諾センカラ取ラヌ、タカラ公賣シテ、千圓ノ物ガ八百圓ニシカナラン、ダロウ
- (松岡) 未タ代金ハ拂ラナイノテス
- (委員長) 公賣シタラ私ハ千圓デ栗塚ト約束シテ千圓拂フモノヲ貴君カ掛合ト八百圓ダロウ、私ハ二百圓損チスル、
- (松岡) 栗塚カ遣ランノテアリマスカラ、損テハナイ
- (栗塚) 私ガ南部サント松岡サンニ遣ラン金テ貴君カ買テ下スツテモ私ニ一文モ拂ハンノテス
- (委員長) 賣ラント云フ場合ニ債務者ト第三所持者ト相談スル千

民権十六ノ二四五

圓遣ルト云フ場合ニ於テ其本トノ契約ハ消ヘテ仕舞テ二百圓ノ金ハ損ニナル、

- (南部) 「第三所有者ノ爲ノ宣告スルノト又其他ノ者ノ爲ノ宣告アリタルヲ問ハス條件ハ免カル、」トアリマス
- (委員長) 栗塚カ本ト所有デアツタトキ私カ千圓テ買フテ公賣シタトキ八百圓、然レハ八百圓外ニハ貴君方ニ上ケルモノハナイ、スルト二百圓ハ栗塚ニ私カ遣ラナケレハナラヌ話デス
- (南部) 不動産ノ代價丈ケテス
- (委員長) 栗塚カラ私ハ千圓テ買フタノテス
- (栗塚) 其千圓ヲ以テ南部サンニ往タトコロカ否ト云フ
- (委員長) ソレハ我等丈ケテ君ハ關係カナイ
- (南部) 若シ八百圓ニナツタラ兩人カ損ニナルノテアリマス若シ金ヲ遣シタラ千圓取ルカ公賣ニ付シタ爲ノニ二百圓損ニナルノテ

ス

(委員長) 私ガ栗塚ニ對シテ千圓ト登記簿ニ載テ居ルカラ私ハ千圓出サナケレハナラント思フ

(栗塚) ソレカ否ト言タノテアリマスカラ貴君ハ千圓遺ルカニハ及ハヌ

(委員長) 否トハ言ヘヌ譯ケテス

(南部) 左様スレハ競賣ハ出來ヌ受取タ以上ハ千圓ト云フコトハ言ヘヌ

(委員長) 本トノ登記簿ニ載テ居ルノハ千圓私カ義務ヲ負フテ居ルカラ栗塚ニ拂ハナケレハナラソレ迄消ヘルコトハナイ只解除條件カ消ヘテ再ヒ子カ生レタラ戻スコトカ無い丈ケテ金高ハ消ヘヌダロウ

(栗塚) ソレハ兩人ノ云フニハ私カ初ノ千圓ヲ賣タ以上ハ千圓ヲ

私カ持テ往ケハ地面ヲ下サルカ解除ノトキハ、公賣ニナツタカラ解除ヲ願フ私ノ損デアリマス地所ハ餘所ノ人ヘ往テ仕舞、

(委員長) 地所ハ我等ノ手ヘ來テ登記簿ノ上ハ我等ノ物デア我等ガ公賣スルノタロウ、移轉シテ居ルノテ公賣スル日ニナレハ以前ハ君ノ物デア我等ガ千圓デア買テ居ソウスレハ千圓ガ八百圓ニナツテ居ルカラ二百圓ハ我等ノ損ニナルタロウ

(栗塚) 否、私ノ損デアリマス貴君ガ一文モ損チシナイノテス

(松岡) 所有權ハ移テモ栗塚ヘハ一文モ拂ハンノテス

(委員長) 登記ニ載テ居ルカラ私ガ公賣手續チシナケレハナラヌレハ所有權ハ何ノ爲ノニ移タカ賣買デモ登記證書ガ成立タノテ貴君ガ受取ランカラツタツテモ元ト拂フヘキ道理ガアルノテ、ソコデ所有權ガ移テ居ル以上ハ自分ガ公賣ニ付スルノテ、ト云フトキハ千圓ノ物チ八百圓ニナレハ二百圓ハ足シテヤラナケレハナラ

ン

(栗塚) 初ノニ取ラヌト云々人々カラ足シテ遺ルニハ及ビマセン
 (松岡) 公賣シタラ八百圓ニナツタカラ足シテ與レトハ言ハン
 (南部) 又ソウ云フ損ガアレハ第三所持者ハ不動産ヲ委棄シテ仕
 舞ヘハ宜シイ

(栗塚) 委棄モ出來ルシ又損スルコトヘアリマセン

(松岡) 栗塚カ千圓ノ價アルト申シテ千圓入レテ抵當チ公賣シテ
 八百圓ニナレハ二百圓ノ損デス

(委員長) 解除條件付ト云フカラ面側ガアルノテス

(栗塚) 面側ハ御座イマセン

(委員長) 抵當チ入レタモノヲ解除條件デ讓ルコトカ出來ル故ニ
 遂ニ公賣ニ付シタ節ニハ解除條件カ消ヘルトナル、本トノ私ノ一
 番最初ノ要點ハ解除條件カ成立積リテ成立カ否ニ依テ得失カアル

民権十六ノ一四七

ナラ、ソレニナラン先ニ公賣スルハオカシイト思フ

(松岡) ソレチ取ラル、ト私カ迷惑致シマス期限ガアツテ金チ費
 シタニ解除付テ賣ラレテ居ルカラ解除ノ成就スル迄待テハ運賃カ
 ナイ

(委員長) 解除條件ノ契約カ出來ントスレハ

(松岡) ソレハ抵當カ高カツタラ承諾セントカ操フハ格別デス

(横村) 公賣シテ若シ好ク賣レテ餘タトキハ得ラル、ネ

(栗塚) 左様ヲ御座イマス一体解除條件ダ買フトキ安イノハ當リ
 前デス

(委員長) 餘リ巧ミ過キルネ

(元尾崎) ソレハソウデス

(栗塚) 寧ろ第三項ガ巧ミト申シテ宜シイ

本條ハ末項「解除」ノ下「條件」ノ二字起案者ニ於テ加フ其他

報告委員ノ修正ニ決ス

于時零時二十分

午後一時五分

（委員長） 始ノマシヨウ

第千二百七十一條朗讀ス

第千二百七十一條 抵當ヲ排除スルノ權利ハ主タル債務者ト爲リ又ハ保證人ト爲リテ一身上ニ抵當債務ノ責ニ任スル第三保有着ニ屬セス

右ノ權利ハ亦設定者ノ連合共同債務者ニ屬セス但第一ノ抵當訴訟前ニ債務ニ於ケル自己ノ部分ヲ辨濟シタルトキハ此限ニ在ラス

又如何ナル場合ニ於テモ右ノ權利ハ債務者ノ相續人ニシテ債務ニ於ケル自己ノ相續部分ノミチ辨濟シタル者ニ屬セス

民權十六ノ一四八

又右ノ權利ハ他人ノ債務ノ爲ノ自己ノ財産ニ付キ抵當ヲ設定シタル者又ハ其者ノ相續人ニ屬セス

（修正案） 第一項 左ノ如ク改ム

抵當ヲ排除スルノ權利ハ第三所持者ニシテ主タル債務者ト爲リ又ハ保證人ト爲リテ一身上ニ抵當債務者ノ責ニ任スル者ニ屬セス

第二項 「債務」ノ上ニ「其」ノ一字ヲ加ヘ「ニ於ケル」ヲ「ノ」ト改ム

第三項 「財産ニ付キ」ヲ「財産ヲ」ト改メ「抵當ヲ設定」ヲ「抵當ト爲」ト改メ「者ノ」ノ二字ヲ刪ル

（舉） 次ノ項ハ「右云々又如何ナル場合ニ於テモ」マデ刪レマス第二項ハ刪リ三項モ「又如何ナル場合ニ於テモ」迄刪リマス（元尾崎） 第三所持者ニシテ云々ハ

(南部) 連帶ト見レハ宜シイ

(元尾崎) ソウシテ自分ガ債務者トナツテ居ルカ

(南部) 他ノ一人ノ持テ居ル不動産ヲ買フト云フ場合ニ抵當ヲ離
離ハ出来マセン前カラ債務者ダカラ

(櫻村) 一身上ノ責ニ任スル者ハ離除デナイト云フノタネ

(栗塚) 左様デス

(村田) 二項ヲ割タノハ一項ニ含蓄スル旨意カ

(栗塚) 左様デス

(委員長) 之ハ連帶トハ違フネ

(南部) 連合テ御座イマス

(栗塚) 起案者ガ此所ヘ置クコトハナランカラト云フテ割タ塩梅
デス

(南部) 我等ハ間違ヒト思フ連合テ金ヲ借りテ居々、スルト持テ

居ル者カ一人ハ抵當ヲ得々者負債ハ別々ニナルノタメカラ第三者
ハ離除カ出来ル

(委員長) 合ト云フニ別々ニナツテ居ルノハオカシイネ

(栗塚) 左様連帶テハ御座イマセン

(村田) イランホ債務者自カラカ矢張出来タノタロウ、タカラ相
續人ハ無論出来ルト云フノダロウ

(栗塚) 第三所持者ハ離除權カアルト云フガ連帶債務者テアリ又
保證人デアツタトキニハ矢張債務者ノ幾分カ償フテ居ルカラ出来
ヌ又相續人デモ出来ヌソヨト云フノテス

(委員長) 辨濟シタナラハ出来ヌソヨ、ダロウ

(栗塚) 辨濟シタルトキハ出来ヌソヨデス

(委員長) 辨濟シナケレハ矢張連帶義務者ト同シニナツテ仕舞ダ
ロウ

(栗塚) 辨済シナケレハ出来ン相續人辨済シタリト雖モ出来ンノ
デス

(委員長) シタリトモ出来ンカ

(栗塚) 左様デス辨済シタラ出来ルト思フガ知レガ難除スル權ハ
ナイト云フノテス、私ガ債務ヲ持テ死テ相續人ノ子供カ三人遺シ
テ死ト内一人辨済シタソレテモ難除スル權ハナイソヨト云フノテ
ス

(横村) 自己ノ分ノミチ辨済シタノダネ

(栗塚) 殘ラス拂ヘハ出来マス

(委員長) 自己ノ分丈ケ拂テモ出来ンガ併シナカラ拂ハヌカラツ
テモ出来ヌダロウ

(栗塚) 拂ハヌテハ無論出来ン詰リ相續人ハ債務者ノ相續人デ義
務ヲ負フテ居ルカラ出来ヌト云フノテアリマス

(委員長) 相續人ハ連帶義務ニナル者モアルカナランコトモアル
ホ

(栗塚) 即チ債務者自カラチ代表シテ居リマスカラ、

(委員長) モノニ依レハ債務者自カラ代表スル場合ト場合テナイ
トキモアルカラ、

(南郎) 一ノ債務カ分レテ自分ノ相續スル分チ返セハ出来ルヨウ
ニ見エルカソレテモ出来ヌト云フノテス

(委員長) 私ハ出来ヨウト思フ元ト債務者連帶シタトキハ違フ自
分ノ權利ヲ賣タノテ、ソレテ賣フ物ヲ賣ハンテ居ルニ外ノ兄弟ノ
負擔マデ拂ハナケレハナラント云フハ酷ヒ責ノ方デハナイカ

(栗塚) 併シナカラ、ドウテシヨウカ債權者ノモノチ取テ見テハ

(委員長) 債權者ハトシテモ相續人ノ本人ヨリ取レンカラソ
レサヘ拂タラ其モノ、債務カ難除セラル、コトカ出来ルトシナイ

ト若シトシトナ路人デモ連帶者カ責任ヲ備サ、ル如クシテモ出來マ
イ

(栗塚) 茲ニ代價千圓スル一町歩ノ田地ヲ殘シテ死タ人ガアル抵
當ニ入レテ其相續人ガ二人アルソレデ殘ラス拂ヘハ解除ニ出來ル
ガ縱令其品物ヲ取テモ一人拂タ爲ノニ債權者ガ解除セラル、コト
ハナイ

(委員長) 權利者ノ爲ノニ言ガ、義務者ノ身ニナツテ見ルト自分
カ最初カラ承知デ連帶辨償スルハ別ダガ相續ダカラ自分ノ受ケマ
イヨリ盡サン、

(栗塚) 抵當物ヲ分ツコトカ出來ヌカラデス

(南部) 半分相續人自己ノ抵當ニ係テ居ルト云フコトハ出來ヌ不
可分テ御座イマス

(委員長) ソウタロウガ抵當不可分ト云フカラシテ一方ハ始終付

カ

(元尾崎) 今日ハ金子返サナケレハ抵當解除ト云フコトハナイ

(栗塚) 御座イマセン

(元尾崎) 登記役所デ許サレンノテス

(栗塚) 義務ハ免カレテモ抵當ハ殘テ居ル

(南部) 解除ガ出來ルト人ノテ解除チヤルト云フコトカアリマス
カラ

(元尾崎) コウ云フモノカアルト見テ之ヲ良カロウ

(栗塚) 實ハ一身上デ債務ノ責ヲ負フテ居ル人ハ如何ナ場合モ解
除カ出來ヌト云ヘハ此條ハ成ハ盡キルノテスソレテ保證人トカ連
帶人トカ相續人トカ云フカラ分ランノテアリマス

(元尾崎) 他人ノ債務ノ爲ノニ、タカラ自分カ負フテ居ルノテハ
ナイ

(南部) ナイカラ良イノテス

(元尾崎) ダカラ之ヲ良クハナイカ

(栗塚) 之ヲ聞然スル處ハナイ

(委員長) 末項ハ往ケソウナモノテス

(栗塚) 併シトウテシヨウ餘程ノ疑問ヲ佛蘭西學者ハ釋ラス此説
デス

(委員長) 私ガ民法ヲ書ケハ出來ルネ

(栗塚) 併シナカラ貴君ガ私ニ抵當ヲ貸テ遣ル、金ヲ借り度ト思
テ困テ居ルナラ南部サンカラ金ヲ借リルナラ私ノ家ヲ抵當ニ入レ
テ遣ロウト仰シヤツタ、スルト私ハ借リ主デ南部サンカラ借リテ
モ貴君ハ私ノ爲ノニ抵當ヲ下スツタ人デ、其貴君ガ離除スルコト
ガ出來ルト申シテハ債主ニ對シテ抵當ヲ遣ルト云フ口上ガ立タン
ヨウニナツテ仕舞抵當ヲ遣ルト言テモ離除スルト仰シヤルト取消

民権十六ノ一五二

シタヨウナモノデス

(委員長) 離除スルニハ金ヲ出サセン金ヲ出シタラ債權者金ヲ受
取タラ宜シイ

(栗塚) ソレテハ愈々私ガ拂フコトガ出來ヌトキハ貴君ハ私ニ代
テ代位ナサルト債權ノ譲渡ニナツテ仕舞ヒマス

(委員長) 拂ヒガ出來テモ出來ンデモ此者ノ爲ノニ我等カ財産ヲ
出シタノタカラ離除スル、

(栗塚) ソウスレハ期限ノ來タトキ假令ハ債務ノ満期ニナツテ受
出サントキハ貴君ハ金ヲ出シテ私ノ債權者ニナルカ宜シイ

(委員長) 期限カ來テモ來ンデモ宜シイダロウ
(栗塚) 勿論來ヌトキノ話デ抵當ヲ遣ツタカ直ク離除スルト抵當
ヲ遣ツタトハ聞ヘヌヨウニナリマス

(委員長) 抵當サヘ遣ルノタカラ金ヲ出シテ取返ソウトモ宜サソ

ウナモノテス

(栗塚) 抵當ノ目的ヲ達シテノ後ハ宜シイ

(委員長) 金ヲ借リルノカ目的デソレチ抵當ヲ出シテ目的ヲ達シ
タカラネ

(栗塚) 金ハ南部サンカラ千圓借リテ抵當ニハ五六百圓ノ家ヲ入
レタイガアリマセンカラ貴君ノ公債證書トカ家トカチ入レタ其借
リハ最早六百圓カモ知レン、スルト貴君ノ家ハ私カ南部サンニ借
リタ千圓ノ抵當ニ六百圓ノ家屋ヲ抵當トシテ私ノ爲ノニ下スツタ
南部サンカ承知シテ其翌日解除シテハ南部サンハ詮カナイ、跡ノ
四百圓ハ南部サンハ無抵當ニナルカラ抵當ノ義務カ無クナツテ仕
舞貴君ガ六百圓ノ家屋ニ千圓ノ義務カ付タモノカ無クナルノテス
(南部) 返シテシマエハ宜シイ
(委員長) 返サナクハ往クマイ

民権十六ノ一五三

(元尾崎) ソコガ辨濟ト解除ト違フ所以テス

(栗塚) 南部サンノ權利ヲ保護スルカ爲メニ貴君ガ抵當ヲ出シテ
下スツタノテ貴君ハ解除スルコトハ出来マセンノテス

(委員長) 屬スルト云タラ宜カロウ

(栗塚) スルト抵當ヲ今日出シテ翌日解除スルト違イ出サヌト同
シニナリマス

(委員長) 南部君カ折合ワヌカラ、

(栗塚) 折合ハヌテモ宜シイデソレカ解除デアリマス

(委員長) ソレハ爲シ得ラレナイ譯ケト思フテ居ル

(栗塚) ソレタカラ爲シ得ラレナイヨウニ屬セストヤツタノテ
議論モ出来ヨウト思ヒマス

(元尾崎) コンナコトハ日本ニハナイト見テ宜シイ

(北島) 書イテ置カント出来ル、

(栗塚) 書イテ置カント出来マス

(委員長) ソンナコトカアルモノカ、金ハ其儘抵當丈ケ難除スル
杯ト云フコトハ爲シ能ウモノテハナイ、書フヘクシテ行ハレナイ

(栗塚) 此度私カ南部サンカラ金ヲ借リルト千圓借ルニ千五百圓
ノ家ヲ抵當ニシタソレカラ其千五百圓ノ家ヲ南部サンニ千圓ニシ
タトキドウモ金ニ困タカラ尙ホ借リラレンコトハナイ仕合ニ千六
百圓ニ元尾崎サンカ買テヤルト云フカラ難除スルカ利益タカラ南
部サンニ向テ千圓ヲ遣ルソヨト元フカラ難除スルノハ當リ前デス
(委員長) 千圓買タラ南部サンハ損ハナイ

(栗塚) ソレテハ今ノ反對ノ例ニシテ、千圓ノ金ヲ借リテ私ノ家
ガ實ハ千圓ヲ買タガ今日ハ段々下落シテ八百圓ニナツタ八百圓ヲ
元尾崎サンニ買タ其トキ南部サンハ故障カ言ヘルノヲ勿論若シ八
百圓ヲ賣ン南部サンノ權利ヲ害スレハ別ダガ南部サンガ折合ハヌ

民権十六ノ一五四

ヲ私カ元尾崎サンニ八百圓ヲ賣タ、スルト元尾崎サンガ千圓ノ抵
當ダソウダガ御前八百圓ヲ賣タケレトモ千圓ノ片タソウダガ難除
シナケレハナラント併シナカラ八百圓ヲ買フタカ南部サンカ承知
スルカト云フト南部サンハ八百圓ヲハ否ト云フ、併シ書君ノ賣タ
ノハ千圓カハ知ランガ評價シテモ八百圓ソヨト云フト南部サンハ
損カアルト云フコトハナイ仕方カナイソレデ矢張難除カ出来ルノ
ヲ南部サンノ手ニ在ツテ高クナル見込ガアレハ何タカ幾ラ評價シ
テモ彼ノ家ハ幾タトキ千圓ダガ相場ハ八百圓ト云フト元尾崎ニ掛
合難除シヨウト思フト云フト承諾セントキハ公賣シテ仕舞八百圓
或ハ八百圓ヨリ減テ七百圓ニシカナランカ知レンコトヲ御座イマ
ス

(委員長) ソウ云フ方カラ便利モアルカ知レンカ抵當ニナツタモ
ノヲ難除スルニハ元金ヲ返サナケレハナラント思フ、我輩カ君ニ

貸タ代リニ金ヲ貸スト同シニナツテ南部サンニ金ヲ返シテ君ニ金
ヲ貸シタモ同様ニスルモ亦出來ント云フ保人迄保ルト云フノテ
シヨウ

(栗塚) ソウテハ御座イマセン千圓ニ通入テ届マシヨウトモ私ニ
貴君ガ貸シテ下スツタ抵當トシテ下スツタ、六百圓スルト六百圓
ノモノヲ拂テ南部サンニ借リテ届ルハ千圓ニモセヨ貴君ノ家屋ヲ
六百圓ナレハ六百圓拂テ抵當チ免カレシムルコトハ出來ヌト云フ
ノテアリマス

(委員長) 總テ債務ヲ辨濟セサルモ、タカラ、シテモ、タロウ

(栗塚) シマシテハ、濶除デハナイ債務力無クナリ抵當ノ主タル
モノ力無クナリマスカラ濶除デハナイ、濶除ハ債務ガ生キテ居テ
不動産ニ付テ届ル條丈ケテ洗テ仕舞ト云フノテス

(松岡) 債權ト云フモノハ濶除ニ依テ皆ナ消滅スルノテハナイネ

民権十六ノ一五五

千圓ノ片ニ幾ラカ抵當チ取テ届タ其抵當チ賣テ見タラ八百圓ニレ
カナラン二百圓ハ無抵當債權者ニナルダシヨウ

(栗塚) 左様

(松岡) ダカラ第三所持者ニ抵當ニ入レタ抵當ハ今日評價ハ七百
圓タカ七百圓デ抵當チ放スカ宜シイト云フトソレハ無抵當トシテ
三百圓ニナルノカ

(栗塚) 左様デス

(松岡) スルト自己ノ財産チ抵當トシテ千圓ノ所へ七百圓シカナ
イ云フトキハ其人ガ承知スレハ宜クハナイカ

(栗塚) ソレハ旨意ニ背クト云フノテ義務チ負フテ届ルカラ、勿
論抵當丈ケノ義務チ御座イマスネ、起案者ニ言ハセルト身体デ義
務チ負フタノテハナイ物力負フタノテ、物チ賣ツタニモセヨ擔保
シテ届ルカラ其擔保ナクナツテ仕舞ハオカシイ

(松岡) 無クナリマセンネ

(元尾崎) 折合チ付テスルカラ構ハン

(栗塚) 註ニ依ルト理由ハ自分デ約束シタコトチ遵守シロト云フノテ、ト云フノハ貴君ニ抵當チ貸テ上テ貴君ハ南部サンカラ借リテ届タトキ私ガ松岡サンカ急度返ス、ソレモ疑ルナレハ私ガ返スガ不動産チ返シテ松岡君ノ爲ノニ抵當チ遣ルト云タラ其ノ約束チ遵守シナケレハナラン義務カアルソレチ解除シテ仕舞ハ私ガ南部サンニ對シテノ約束ニ背クト云フ旨意テアリマス

(委員長) オカシイネ

(松岡) 抵當チ無クスノテハナイ

(南部) 併シナカラ承知シテ自分カ抵當チ入レタモノチ解除スルコトハ土産出来ヌ話テ、スレハ債務者ガ抵當チ入レタモ亦出来ルト云ハナケレハナラン、ト同シニナル

(松岡) 藤除ト云フノハ金カ無カツタラ、ソレハ良イ

(栗塚) 第三者カラ論スルトソウナルノテ買ツタ人ハ元尾崎サンダトホ元ト義務モ知テ届ルノタカラネ

(松岡) 契約ハ何方目的カ貸タモノチ取ルノカ目的ダ

(栗塚) 佛蘭西デモ學者ノ説ハ皆之ニナツテ届ルノテス

(松岡) ソウ云フモノカネ

(委員長) ドウ云フ理解カ

(栗塚) 抵當ノ藤除ト云フハ先期カラ申ス通り債務ハ拂ハストモ千圓ト云フ借カアツテ五百圓ノ抵當カ遣入テ届タラ抵當文ケノ價チ拂サヘスレハ不動産チ取テ来ラル、カ藤除デ得タルモノハ誰カト云フト債權者ニハナイト云フ又保證人ニモナイ相續人モナシト抵當チ貸シテ遣々者モナシト云フ何セ貸タ者ニナイカト云フニ債務者ニナイト云フ理解ト同シテス何セナレハ人ニ抵當チ貸テヤツ

タノハ矢張約束カアルノテシヨウ、成程抵當ニ入レタ地所丈ケ義務ヲ負フテ居ルカラ義務ヲ免カレシノテ懸除ト云フカラ債務者カ抵當ヲ入レテ置イテ又貴君ガ抵當ヲ入レタカ家丈ケ入レタラ抵當ヲ取テ言ヘルカソレハ云ヘマセン獨リ言ヘルハ第三者ノミダス

(委員長) 抵當ヲ貸タ人間カ六十九條ノ原則通りニシテ總テ債務ヲ辨濟セントモ幾分ヲ辨濟シテモ矢張賣タリ買ツタリシタ代價トカ或ハ評價額トカ云フモノヲ辨濟シ又債權者ノ爲ノ供託シテ免カル、コトカ出來ル第三者カソレカ出來ルナレハ元ト抵當ヲ貸タ人間ハ自分ガ借リタノテハナイ、約束ヲ自分デシタノテハナイ

(南郎) 自分テシテ居ルノテス

(委員長) 債務者トシテ居ルカ

(南郎) 否債權者ハテアリマス

(栗塚) 抵當丈ケハ債權者ニ對シテ栗塚ノ爲ノ出シテヤルト言タ

ノテアリマス

(委員長) 言タニシテモ自分カ借リテ居ルノテナイ人ノ爲ノニ抵當ヲ出シテ遺タノタカラ其モノカ假令ハ債務者ニ土地ヲ賣タトカ或ハ債務者ニ何カ外ノ取引ヲ買フタトカ云フトキ債務者ノ爲ノ金ヲ拂テヤルト云フコトニハ抵當ヲ自分ノ銀ニ依テ引出スコトカ出來ル第三者同様ニ抵當ノ價ヒカ義務ノ幾ラカアル丈ケシカ拂フマイ千圓ト云テモ八百圓シカナイモノヲ何所ヘ持テ行テモ八百圓ダカラ價ヒ丈ケハ第三者ト同シク言ヘルト云ワレソウナモノカソレヲ債務者同様ニスルカ

(栗塚) 債務者ハ何セ出來ヌカ

(委員長) 金ヲ借リテ居ルカラ出來ン

(南郎) 抵當カ復タ抵當スル金ノ爲ノ抵當スルト約束シタモノタソレヲ背イテ引張り出スコトハ出來マセン

(委員長) 金ヲ返セト云フノハ債務者カ云フノタカラ、彼ノ男ガ
借リテ居ル間ト云フノタカラネ

(南郎) 其間抵當ヲ取消スト云フ初ノノ約束ニ違フ

(委員長) 抵當ノ價ヒ丈ケ出セハ

(南郎) ソウスレハ債務者ト同シテアリマス

(委員長) 債務者ハ抵當ヲ第二テ借リタノテ金ヲ返サント抵當ハ
脱ケン

(南郎) 何セテス

(委員長) 金ヲ借リテ居ルカラ

(南郎) 金ヲ借リテ居ルカ抵當ハ金ヲ保障スル爲メダスカラ抵當
ヲ取テ賣テモ金丈ケハ取レル譯ケテ其場合ニ於テ抵當丈ケノ借リ
ノ金ヲサヘ遣レハ承知シナケレハナランカソレハ出來ン、約束デ
ナイカラ、ト云フノテス

(委員長) 物カナイトカ違フ抵當ハ金ヲ借リルニ付テ入レタノテ
アリマスカラネ

(南郎) 第三者ノ方モソウテ御座イマシヨウ金ノ辨濟ニナル迄ハ
抵當丈ケ返スコトハ出來マセン

(栗塚) 仰ノノ如キモ佛蘭西學者中ニモアリマスカ併シ何方カ辨
イカト云フニ契約ノ原則ニ違フト云フノテ此所デ股ノアツタ通り
デアリマス貴君ノヨウナ説ヲ主張スル者カ一身上ノ責ニ任シテコ
ソ出來ヌ物ノ上ニ付テ賣テ負フテ居ル、債務者ノ資格ノナイモノ
ニハ解除力出來ヌト云フコトハナイト云フ説モアリマスガソレデ
ハ契約ノ原則ニ背タカラ自分ガ物ノ上ニ付テ負フト言タ人ニ其契
約ヲ自カラ破テ係ルコトハ出來ヌ抵當ヲ出ス契約ハ何所迄モ出ス
カ良イト云フ論ガアルノデ此間モ報告委員デモ既ニ説ガアリマシ
タカ佛蘭西學者ノ説三人ハカリ之ヲ擊ツノテソレハ契約ノ原則ヲ

重シナケレハナラント云フノテアリマス

(委員長) 整ト云フノモ充分研究カナイノタネ

(松岡) 事實ヲ云フト些ト理窟ニ、カラマツテ居ルノテス

(委員長) 雙的ナモノテス

(栗塚) 貴君ノ説ニスルト報告委員テモ此條ノ末項ガアル爲ノ折角抵當シテヤツテモ良イト思フカ藤除チ許サント云フカラ、ヤラント云フノテ結局抵當チ貸シテ遣ロウト思テモ末項ノ爲ノニ出サントテ金ノ融通チ妨ケルト云フ説モ貴君ノ説チ主張スルモノモアリマシタ

(元尾崎) 債權者カソナラ宜シイト言ヘハ良シイ

(南部) 否ト云フノ理由カナイ

(栗塚) 反對ノ説チ出シタト云フ丈ケテソレチ主張スル人モナイヨウテス

(渡) 此方ハ種カタアリマス

(委員長) 宜シケレハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千二百七十二條朗讀ス

第千二百七十二條 抵當債權者ノ参加スル爲ノニ相換セラレタル不動産差押ノ上ノ公競落、増競賣ノ上ノ公競落、抵當訴訟ノ上ノ公競落又ハ其他ノ公競落ニ付テハ藤除チ爲スコトヲ得ス(佛新第參六百九十二條、第七百八條、第七百七條第七項、第九百六十五條、第九百七十三條第六項、第九百八十八條)

公益ニ因由スル所有權、徵收ニ付テモ亦同シ(千八百四十年五月三日ノ佛法律第十七條)

右ハ抵當債權者ノ其順位ヲ以テ競落代價又ハ所有權徵收ノ

賠償金ニ付キ配當順序ノ定メテ受クルノ權利ヲ妨ケス（同上）

修正案 第一項 左ノ如ク修正ス

抵當債權者ヲ参加セシメタル總テノ公賣ニ付テハ排除ヲ爲スノ限ニ在ラス

第二項

「公益ニ因由スル所有權」ヲ「公用」ノ二字ニ換フ

第三項

「競落」ヲ「公賣」ト改メ「所有權」ノ三字ヲ削リ「賠償金ニ付キ」云々ヲ「償金ノ配當ニ加入スルノ權利ヲ妨ケス」ト改ム

（元尾崎） 競賣競落トアルカ、報告委員デ公賣ト直シタカ意味ガ違ヒマスカ

民権十六ノ一六〇

（栗塚） 違ヒマセン、今迄公賣ト譯シタノテアリマスカラ再調査デモ公賣ニシマシタ

（元尾崎） 競賣ト云フハ變ラ々々ニ買フト云フノテ公賣ト云フハ入札デシヨウ

（栗塚） 公賣ノ手續ハ訴訟法デ定メル續リテアリマス

（元尾崎） 彼所ハ公賣ト云テ居ルカ、此節論モアル、訴訟法デハ變ラ々々ト手ヲ舉ケルノテス

（栗塚） 最モ高値ニ買フト云フノテアリマスカラ競賣ニハ違ヒ御座イマセン

（元尾崎） 日本ニハ不動産ヲ競賣ハ見ナイ皆入札デス

（大尾崎） 入札ノ競ト云フノタネ

（委員長） 公賣ト云ヘハ兩方通入ルネ

（渡） 公用ニ付テ、ト云フハ

(栗塚) 公用徴收ニ付テモ亦同シトナリマス

(元尾崎) 此コトハ公賣シタモノニハ適用センノタネ

(栗塚) 左様デス

(村田) 但ハオカシイ

(元尾崎) 濼除ヲ爲スヘキモノニ在ラス、カ

(大尾崎) ドウ云フ場合ニ配當ニ加入スル權利ヲ妨ケス、カ必要

デスカ

(南部) 濼除サレテ何モ取レント云フト相デハナイカ

(栗塚) 濼除ガ出來ン、公賣シタ代價ハ配當加入カ出來ルノテス

(大尾崎) ソレハ知レタ話デス

(元尾崎) イラン話シタネ地而チ抵當ニ取テ買上ケ代價ノ配當加

入力出來ルノハ無論ダ

(栗塚) ドウテ、スルカ濼除ガアツテコウ加入シタ順序ヲ辨濟チ

受ケルト書イテ居ルカ濼除配當ノアツタ以上ハ抵當ガ無クナツテ
仕舞タト其金ノ配當ハトウスルカト云フ濼除チナイ、ケレトモ順
序ニ配當シナケレハナラント云フノテス

(元尾崎) 當リ前ノ話デス

(栗塚) 抵當ガ無クナツタラ順序ハ入ラント云フ疑ヒアル懸念カ
ラ起タノテアリマス

(大尾崎) 貸タモノハ配當チ受ケナケレハナラン

(栗塚) 併シ順位ト云フモノハ抵當カアツテカラ出ル旨書テシヨ
ウ

(元尾崎) 先ツアツテモ宜シイ

(松岡) 「濼除ヲ爲スノ限ニ在ラス」トアルカ「爲スコトヲ得ス

」ト同シテスカトウ云フコトニナリマスカ

(栗塚) 濼除ガナイト云フノテス

- (南部) 藤除ハナイ別ノ話ト云フノテス
- (松岡) 何ソノ爲ノニ云フ法律カ
- (栗塚) 斯フ云フ、場合ニハ藤除規則ヲ適用セント云フノテス
- (松岡) 藤除スルト云フ人ガ無レハ法律ハ要ラン
- (栗塚) 第三所持者カ出來ルコトテス
- (南部) 藤除ニ係ルヨウニナツテハ大變デシヨウ
- (松岡) 「落札ニナツタ人ハ公賣ニ付テハ」ト云フト何ウナルカ
- (栗塚) 公賣ノアツタトキニ藤除ノ限リニ在ラスト云フノテス
- (松岡) 分ラン話ダ、何ウモ余程オカシイ
- (元尾崎) 公賣スルカラネ
- (南部) 假令ハ、公賣シテハ格別ナリト云フノテ藤除規則ノ例外ト云フノテス
- (栗塚) 此所ニ云フ藤除規則ヲ適用スルカナラシナイノテアリマ

ス

- (元尾崎) 松岡サン少シ考ヘテ御覽ナサイ少シ違ヒマス
- (大尾崎) 之ハ藤除ト云フモノテハナイ
- (松岡) 公賣スレハ藤除等ヲ致ス筈ハナイ
- (栗塚) ソレタカ矣ラ別事デス
- (松岡) 別事ナラ云フニ及ハンテハナイカ
- (栗塚) 藤除チャルハ別コトタト云フノテス
- (南部) 分ランコトハナイ
- (元尾崎) 要心ノ爲ノニヤツタモノテス
- (栗塚) 抵當消滅ハ公賣デモ徵收デモ藤除ニ似テ層ルケレトモ此所デ謂フ處ノ藤除デハナイト云フノテス
- (松岡) コウ云フコトナラハ前ニ藤除ト云フノハ自カラスルコト

ダネ

(南部) 公賣ハ濫除ニ類シタモノタカラダス

(松岡) 公賣スル人カ濫除スルト云フノカ

(栗塚) 濫除ト公賣ト同シ働キノヨウタカ去リトテ濫除トハ別モノ
ノタト云フノテ能ク分テ居ルヨウテス

(松岡) 私ハ云フニ及ハント思フノテス

(栗塚) 抵當消滅ハ公賣人デモ濫除ニ似テ居ルケレトモ此處デ云
フ處ノ濫除テハナイト云フノテス

(松岡) コウ云フコトナラハ濫除ト云フノハ自カラスルノテスネ

(南部) 公賣モ債權者ガスルノテス

(松岡) 地面ヲ賣ルトキニハ濫除シヨウト云フ思ヒ付ハ濫ガスル
カ起リガナイ

(南部) 公賣ハ濫除ト類シタモノタカラネ

(松岡) 公賣スル人カ濫除スルト云フノテスカ

(栗塚) 濫除ト云フ働キト公賣ト云フ働キト同シヨウタカ去リト
テ濫除トハ別モノタト云フノテ能ク分テ居ルヨウテス

(松岡) 私ハ爾フニ及ハント思フノテス

(栗塚) 共ニ抵當消滅スルカ公賣ヲ以テ濫除ト看做シテハナラン
ゾヨ又ソレトハ別モノソヨト云フノテス

(松岡) 抵當ノ消滅ハ皆ナ云フカ

(南部) 皆ナ云フノテハナイ

(松岡) 公賣ヲ受ケタ人ハ一切物上權ハ構ハヌモノソヨト云フナ
ラ末ダ爾ヘルカ濫除ヲ爲ス限ニ在ラスト云フハ分ラン土臺之ヲ云
フハ意味ガ分ラン

(大尾崎) 公賣ニナツタラ濫除デハナイソヨト云フノテス

(委員長) 濫除ニ類似シテ居ルノタネ

(横村) 鶴亂ハ、虎拉刺テハナイソヨト云フノタ

(松岡) 何チ爲ス限ニ在ラス、ト云フハ、ソレテハナイツヨト云フノトハ違フ公賣ガ濫除ニ在ラスト云フナラ其方ガコトハ分ル

(南部) 濫除チ爲ス限リニ在ラス、トスルカ
(松岡) ソレテハ分ラン、ソウ云フコトニナルト公賣シタナラハモウ濫除チ用ユルコトハイラント云フノタ

(南部) 公賣ニ付テハ此濫除ニ付テ爲スヘキ限リニ在ラスト云フノテ能ク類似シテ居ルケレトモガダ、宜シイテハナイカ

(栗塚) 公賣ヲ取得シタ人ハ濫除チ爲スノ義務カナイ人ダト云フノテス

(松岡) 公賣ヲ受ケタ人ハ濫除シナケレハナラント云フ考ヘガトシナ場合ニ起ルカ懸念スルカ、オカシイ能ク考ヘテ御覽ナサイ

(村田) 濫除ニテ賣ルカ濫除トハ違フト云フノダカラ願ハナクテモ宜シイノタ

(松岡) マツ妙ナモノト思フ

(大尾崎) アツテモ宜シイ

(栗塚) 取得代價カ評價額トカ之ニ係ル金額チ返済スルカ供託スル杯ハ濫除スルカラハ公賣ニ付テハソシナコトハナイト云フノテス

(松岡) ソレハ別ニ公賣手續カアルニ濫除法ハ違フソヨト云フ丈ケ、能ウ見ヘナイ

(栗塚) 公賣シタ以上ハ濫除スルニ及ハント致シマシヨウ

(松岡) 何ト云フコトヤラ、全ク無用ナ條文デス

(元尾崎) ナクツトモ宜シイコトハ澤山アルカラ此所テ一ツ位圖タツテ濫除ニナリハセン

(委員長) 千二百六十二條ニ賃借トアルガ此處ハ賃借トアルガ前ノモ賃借デハナイカ

(栗塚) アレモ賃借トナツテ居リマス、之ハ如何テスカ御説ハ
松岡サン文ケデシヨウ

(松岡) 否

(村田) 私ハ松岡サンノ説大賛成デス、之ハオカシイ

(元尾崎) 則テモ良イコトハ、ヨイ

(松岡) 淺基千万ナコトヲ聞フノタ

(元尾崎) ソレハ聞ハレテモ宜シイコトハ幾ラモアルカラネ

(渡) 互ニ説カ分カレタカラ則ルヤ否ヲ定ノマシヨウ、良イ動議

カナケレハ此備ニシテ置キマシヨウ

(栗塚) 此備ニ願ヒマス

(樺村) 先ヘ往キマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千二百七十三條朗讀ス

第千二百七十三條 使用權、住居權及ヒ地役權ニ付テハ除
テ爲サ、ルモノニシテ債務者ノ是等ノ權利ノ負擔セシメタ
ル不動産ニ付キ抵當チ有スル債權者ハ右ノ如クニ付與シタ
ル是等ノ權利ヲ斟酌セスシテ債務者ニ對シ其不動産ノ賣却
ヲ訴追スルコトヲ得

債務者ノ第千二百六十二條ニ記シタル制限ヲ越ヘテ爲シタ
ル賃貸ニ付テモ亦同シ

修正案 第一項 左ノ如ク修正ス

使用權、住居權及ヒ地役權ハ除ニ係ラサルモノトス若シ抵
當不動産ニ是等ノ權利ノ負擔アルトキハ抵當債權者ハ其權利
ヲ斟酌セスシテ債務者ニ對シ不動産ノ賣却ヲ訴追スルコトヲ
得

第二項

「記シ」ヲ「記載シ」ト改メ「ニ付テ」ノ上ニ「借」ノ壹字
ヲ加フ

(元尾崎) 其權利ト云フハ賃借ノ權利デスネ、ソレヲ購ハスヤレ
ト云フノテスカ

(村田) 左様デス

(栗塚) 分ル様ニ修正シタ積リデアリマス

(渡) 係ラス、附スト云フノハ矢張限リニ在ラスト同シテシヨウ
ネ

(清岡) 權利ニ負擔アルモ義務ニ負擔アルト云フモ同シカ

(栗塚) 是等ノ權利ヲ負擔シテ居ルトキハデ御座イマス、抵當不
動産ニト申シタカラ是等不動産ノアルトキハトヤツタノデアリマ
ス

(清岡) 權利ヲ負擔スルノテハナイ請リ義務デスネ

(栗塚) 權利カラ係ケラレテ居タトキハデス、權利カラ宛テ付ケ
ラレテ居タナラハデスネ

(南部) 抵當不動産ニ負擔アル負擔ハ是等ノ權利ヨリ生スル負擔
アルトキハトヤツタ

(清岡) 權利ヲ擔フテ居ルト權利アル人ノヨウニ見ハセンカ

(栗塚) 抵當不動産ヲ御座イマスカラ、

(松岡) ソレ等ノ權利ト云フモノカアルソレヲヤツテ照タラ負擔
ト云フモノニナルト云フノテス

(渡) 良カロウ

(大尾崎) 良カロウ

(元尾崎) 義務ヲ負擔スルト云フノカ當リ前デ、權利ヲ負擔ト云
フノハオカシイ

(委員長) 是等ノ權利ヨリ生スル負擔ト云ヘハ良シイ

(南館) 權利ヨリ生スルト云フト權利カ出來テ來ル是等ト云フハ
間接ニナル

(樞村) 權利ニ對スルカ

(栗塚) 若シ抵當不動産ハ是等ノ負擔アルトキハトヤツテハ如何

(元尾崎) 義務トヤツテハ如何

(栗塚) 性ケマセン

(樞村) 是等ノ負擔アルニシテハ如何

(元尾崎) ソウハ性カン

(渡) 此儘カ宜シイ

(清岡) 此儘カ宜シイ

(委員長) 是等ノ權利ニ對スル負擔アリトハ關ヘヌカ

(栗塚) 關ヘマス

(元尾崎) トウモ、之ハソウハ關ヘマセンネ

(栗塚) 後テ權利ヲ斟酌セスシテ賣却販賣スルコトヲ得、トアリ
マスカラ、是デ良サソウナモノデス

(清岡) 義務ヲ含ンテ見ルトシナケレハナランネ

(南館) 權利ノ内必ラス義務ガアルノテス

(委員長) 始終アレハ良イガトキ々々カラネ

(元尾崎) 權利ノ負擔アルトキ、ニシテ置ウテハナイカ

(渡) 之デ良シイ

(栗塚) 其權利ヲ斟酌セスシテ、ト云フカアルカラ宜シイ

(村田) 千二百六十二條ニ記載シタル制限ト云フハ千二百六十七
條ヲモ引タ方カ良クハナイカ

(栗塚) 左様

(樞村) 其方カ宜シイ

(南館) 矢張六十二條ヲ引タ方カ宜シイ

(村田) 二項ヲ引テ居ルノテ一項ハ引テ居ラン

(南部) 結リアレヲ引クノテス

(村田) 制限トハ關ヘヌ

(栗塚) 同シコトテス、千二百六十二條ニ記載シタル如ク千二百六十條及ヒ千二百六十七條ノ訴權ヲ起ヘテ爲シタル質貸借ニ付テモ亦同シト云フノテス

(村田) ソウハ見ヘナイ

(栗塚) 見マス

(委員長) 之ハ私ハコウ思フ、是非一旦抵當ヲ取タ者ハ人カラ人へ賣タラ配入カ先キテアツタトキハ訴追シテ控ケル、ト千二百六十二條ノ事柄ガコウ付テ來テ居ルカラダシヨウ

(栗塚) 御尤モテアリマス

(元尾崎) 良カロウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千二百七十四條朗讀ス

第千二百七十四條 第三保有着者ハ債權者ヨリ訴追ヲ受ケサル間ハ何時タリトモ差除スルコトヲ得又遅クトモ辨済スルヤ又ハ不動産ヲ委棄スルヤノ催告ヲ受ケタル後一个月内ニ差除スルコトヲ得但之ニ違フトキハ差權ト爲ルモノトス(第二千八百八十三條第一項)

然レトモ右ノ失權ハ當然生スルモノニ非スシテ裁判所ニ之ヲ請求スルコトヲ要ス但裁判所ハ第三保有着者カ正當ノ障礙アリシコトヲ證明シ且債權者ノ其遲延ノ爲メニ現實ノ損害ヲ受ケサルヘキニ於テハ失權ヲ宣告セサルコトヲ得

又債權者提換ニ答フル爲メ第千二百七十八條ニ依リ付與セラレタル一个月ノ期間ニ失權ヲ請求セサルニ於テハ失權ヲ

宣告スルコトヲ得ス

修正案 第一項

「債權者ヨリ」ヲ「債權者ノ」ト改メ「何時タリトモ」ヲ「何時ニテモ」ト改メ「運クモ」ノ三字ト「又ハ」ノ二字ヲ刪リ「之ニ」ヲ「此ニ」ト改メ「失權ト」云々ヲ「其權ヲ失フ」ト改ム

第二項

「生スルモノニ非スシテ」ヲ「生セス」ト改メ「ヘキ」ヲ「可キ」ト改ム

第三項

「一ヶ月」ノ上ヲ左ノ如ク改ム

又債權者ヨリ第千二百七十八條第二號ニ規定シタル

（栗塚） 第三者所持者ハ債權者ノ訴追ヲ受ケサル間ハ廢除スルコ

天曆十六ノ一六八

トヲ得又辨濟スルヤ云々ト修正致シマシタ

（元尾崎） 「委棄」ハ「拋棄」カ

（栗塚） 一定ニシテ後デ直シマス

（元尾崎） 受ケタル後一ヶ月以内ニスルコトヲ得カ

（樺村） 此權ヲ失フト云フハ第二所持者ノ廢除權ヲ失フダネ

（栗塚） 左様デス

（樺村） 請求スル人カ債權者カ

（栗塚） 左様デ御座イマス

（清岡） 債權者ガ宣告スルヲ失フタカラ何時マデヤレルノカ

（大尾崎） 三十日過キテモ損害ノナイトキハ權ヲ失ハヌコトニナ

ルネ

（元尾崎） 失ハンコトヲ宣告スルコトヲ得、タカラ裁判所ニ於テ

ダ

民曆十六ノ一六九

(松岡) 二項目ノ「アリシナラハ」ハ「アロウナラハ」ノ直譯ダ
 (栗塚) 日本テハ歐密ナコトハ關ヘヌノテス、成程翻譯文テハ御
 座イマスガ日本文デハ奇麗ナ文章デヘキニ於テトハ云フタ
 (松岡) ヘキニ於テハ將來關ハンテナランヨウナモノデ此所テハ
 是カラ後日ヲ延ヘテ讀フモノテナイ既ニ一ケ年ニナルヘキ期限カ
 切レテ屆ルニハ今出來ンノテ相手ガ損害ヲ受ケナカツタト云フト
 キナラ權ヲ失フタトセスシテ又出來ルト云フノテス
 (栗塚) 受ケサルニ於テハ、デトウカ、詰リソウタガ受ケナカツ
 タテアロウナラハデス
 (村田) ヘカリシ、ト云フノタネ
 (栗塚) 左様デス
 (元尾崎) 受ケサルニ於テハテモ宜シイテハナイカ
 (樺村) 受ケサルニ於テハカ宜シイ

昭和十六年一月六日

民権十六ノ二七〇

(栗塚) 良シイ、併シ觀念ナカラ假名デ書クト、弱ナルノテ、受
 ケサルヘキニ於テトアルノテス
 (松岡) ヘキニ、ト云フト何ウカネ
 (樺村) 受ケサラント求ムルニ於テ、トシテハ如何
 (栗塚) 受ケサルニ於テハニ、シテ置カウ
 (委員長) 債權者ノ訴追ヲ受ケサルト云フノト債權者ヨリ、ト云
 フ字ト何方ガ宜シイカ
 (栗塚) 債權者ノ方カ良カロウト思ヒマス
 (委員長) 私ハ「ヨリ」ノ方カ分リ易ヒト思フ
 (栗塚) 債權者カ追ヒ負ケタト云フノテス
 (南郎) 債權者ヨリ訴追ヲ受ケサルト云フヨリモ文章ハ良シイ
 (委員長) 思イト思フ
 (元尾崎) 私ハ「ノ」ノ方カ宜シイト思ヒマス、働キ文ダト「ヨ

リ」ヲ聽ヘルカホ

（栗塚） 受ケサルト云フ以上ハ債權者ノ訴追ヲ受ケサル、テ良シ
イト云フ「ヨリ」ト云ヘハ訴追セラレサル間ハト云フノテス

（松岡） 宜シイ

（委員長） 「又」ハトウカ

（栗塚） 又ハト云フト辨濟スルヤ委棄スルヤト云フ疑ヒノ言葉デ
又ハイラナクナリマス、若シ「又ハ」ヲ入レルト辨濟スルノ催告
又ハ不動産ヲ委棄スルノ催告ト書クト又ハカ生ルト云フノテス
（委員長） 宜シイ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千二百七十五條朗讀

第千二百七十五條 第三保有者ハ除ノ豫式トシテ第三者ニ
對シテ自己ノ權利ヲ固定シ且第千八百八十四條及ヒ第千八百

十五條ニ從ヒ讓渡人ノ先取特權ヲ公示スル爲メ自己ノ證書
ヲ登記セシムルコトヲ要ス（第千八百八十一條）

右ノ後第三保有者ハ保管人ヲシテ自己ノ不動産ノ負擔セル
先取特權又ハ抵當ノ目錄ヲ交付セシム

修正案 第一項

「豫式」ヲ「準備」ト改メ「第三者ニ對シテ」ノ七字及ヒ「
ヲ固定シ云々從ヒ」ヲ刪リ「權利」ノ下ニ「及ヒ」ヲ挿入ス

第二項

「保管人ヲシテ自己ノ」ノ九字ト「交付セシム」ノ五字ヲ刪
リ「目錄」ノ下「登記官吏」ニ請求ス」ノ八字ヲ加フ

（栗塚） 第何條々々ハ皆ナ刪リマシタ

（委員長） 之ハアツタ方ガ能クハナイカ、アル方ガ先取特權ノ所
ヲ見出スニ工合カ良シイ

(栗塚) 見出ニハアル方カ便利テアリマス併シナカラ、書イテナケレハ索サナケレハナラン、索スコトノ出来ヌヨウナ人カ民法チ見ル氣遣ヒカナイト云フ論ガアツタノテソレ故之ヲ書クト外カ皆書カナケレハナラン外國文デハ但ト云フヨウニ書イテアルカラ意味カ取レルカ日本文章テハ實ハ公示ノ仕方カアルトカ云フ千百八十四、五條カアルカラト云フ丈ケデ御座イマスカラ、公示スル爲ノニ登記役所デシテ買フノデス、カラ但ニシテ先取特權ノ公示ハ千百八十四、五條ニ從フト書イテモ宜シイ

(委員長) 尙ホオカシイ、ソレ程必要デハナイカネ

(栗塚) 自己ノ權利ト先取特權トヲ見セタカラ遂イ刪タノテ御座イマス

(元尾崎) 二項ノ登記官吏ニ請求スルト云フノハ何ヲ請求スルノカ

(栗塚) 抵當ノ目錄ヲデ御座イマス

(村田) 抵當ノ目錄ヲ買テソレカラ撤除シヨウト云フノタ、買ハナケレハ分ランカラネ

(元尾崎) 未タ外ニ抵當ニ取タモノカアツタトキカ

(栗塚) 通入テ居ルカ居ラントキカ云フ丈ケデス

(元尾崎) 登記簿ノ寫ヲ買フノテスカ

(南部) 左様デス、目的ヲ買テ行カナケレハ出来ンノテス

(栗塚) 「交付セシム」ト買フ方カラ書葉チ立タノテス

(元尾崎) 「交付セシム」ハオカシイ

(松岡) 千百八十四條云々譲渡人トカ先取特權トカ云フハ何コトカ分ラン

(南部) 外ニ先取特權受入、公示スルト云フコトハ民法中何所ヲ尋ネテモ御座イマセン

(松岡) 愈々アリマセンカ

(南部) 訖度アリマセン

(委員長) ナイカラ、トテモ、有テ宜シイ

(栗塚) スルト文章ヲ皆書キ換ヘナケレハナラン

(委員長) 置ク必要モナイ況ンヤ文章モ下手ニ於テチャ、トナゼ書カン

(栗塚) 其氣味カアルノテアリマス

(元尾崎) 有ル方カ一体ハ良シイネ

(清岡) 總テアル方カ良シイト思フ

(委員長) 邂逅見ル人ニハ分ランカラネ

(松岡) 自己ノ權利ヲ公示シ譲渡人特權ヲ公示スルト云々ヲ宜シイ

(委員長) 權利及ヒ何條ニ從ヒ、先取特權トシテモ宜シイ

(栗塚) 文章ハ拙ナイ

(南部) 自己ノ權利ヲ公示及ヒト云ヘハ良シイ

(栗塚) 公示シ及ヒ云々自己ノ權利ヲ公示スル爲ノ、モ良シイ、且何々ニ從ヒ先取特權ヲ公示スル爲ノ

(委員長) 爲ノ迄書カンドモ良シイ

(榎村) 自己ノ權利ヲ公示スルトヤルカ

(委員長) 公示シ及ヒ第何條ニ從ヒデ宜シイ

(榎村) 公示シ且デ宜シイ

(南部) 「及ヒ」カニツ重ナルカラ「且」テ宜シイ

(松岡) 中ノ「及ヒ」ハイラン

(栗塚) ニツ云フトキハ是非アルノテス

(南部) 公示シ且何々條ニ云々トシタラ良シイ

(村田) ソレテハ之テ良シイ

